

# 投資法施行令

2006年9月22日付政令第108号 和訳)

第1章 総則.....	5
第1条 適用範囲.....	5
第2条 定義.....	5
第3条 投資法、国際条約、外国法及び投資に関する国際慣習.....	7
第4条 使用言語.....	7
第2章 投資の形態.....	7
第5条 投資の形態.....	7
第6条 経済団体の設立及び投資案件の施行.....	7
第7条 100%出資による経済団体の設立.....	8
第8条 内国投資家及び外国投資家による合弁経済団体の設立.....	8
第9条 事業協力契約による投資形態.....	9
第10条 出資、持分の購入及び吸収合併の方式による投資形態.....	9
第3章 投資家の権利と義務.....	10
第11条 投資及び事業の自立性.....	10
第12条 資金の調達並びに土地及び天然資源を使用する権利.....	10
第13条 雇用、給与及び労働組合に関する権利.....	10
第14条 投資活動に関わる輸出入、広告宣伝、マーケティング、加工 及び再加工をする権利.....	10
第15条 輸出加工企業及び国内市場間における物品売買の権利.....	11
第16条 銀行口座の開設及び外貨の購入.....	11
第17条 土地基金の利用並びに土地使用権及び土地に付属する財産の 抵当権.....	12
第18条 投資家のその他の権利.....	12
第19条 工業団地、輸出加工区、ハイテク団地、経済特区へ投資する 投資家の権利及びインフラ事業を運営する投資家の権利.....	13
第20条 法律及び政策の変更における投資家の権利の保障.....	14
第21条 投資家の義務と責任.....	15
第4章 投資優遇分野及び投資優遇地域並びに投資支援.....	16
第1節 投資の優遇.....	16
第22条 投資が優遇される分野及び地域.....	16
第23条 条件付投資分野及び禁止投資分野.....	16

第24条	優遇措置の適用対象 .....	16
第25条	法人税及び輸入関税に関する優遇措置 .....	16
第26条	土地使用税、土地使用料、土地及び水面の賃貸 .....	17
第27条	優遇措置に関する手続 .....	17
第28条	優遇措置の変更及び追加 .....	17
第29条	優遇措置の適用 .....	17
第2節	投資支援 .....	18
第30条	技術移転に対する支援 .....	18
第31条	育成支援 .....	19
第32条	投資開発及び投資サービスに対する支援 .....	19
第33条	工業団地、輸出加工区又はハイテク団地外のインフラ建設への投資に対する支援 .....	20
第34条	工業団地又は輸出加工区内のインフラシステムへの投資に対する支援 .....	20
第35条	工業団地又は輸出加工区内における技術インフラ整備への投資の方法 .....	21
第36条	経済特区又はハイテク団地における技術インフラ投資に対する支援 .....	21
第5章	直接投資に係わる手続 .....	22
第1節	投資証明書を承認し、交付する当局 .....	22
第37条	政府首相により投資方針が承認される案件 .....	22
第38条	省及び中央直轄市における人民委員会により投資証明書が交付される案件 .....	24
第39条	工業団地、輸出加工区、ハイテク団地及び経済特区の管理委員会により投資証明書が交付される案件 .....	24
第40条	投資案件書類を受理する当局 .....	24
第41条	投資証明書の記載事項 .....	25
第2節	投資証明書 .....	25
第42条	投資の登記が不要な内国投資案件 .....	26
第43条	投資の登記が必要な内国投資案件 .....	26
第44条	外国投資案件の投資の登記 .....	26
第45条	3千億ベトナムドン以上であり、条件付投資分野に該当しない投資案件の審査 .....	27

第46条	3千億ベトナムドン未満であり、条件付投資分野に該当する投資案件の審査	29
第47条	3千億ベトナムドン以上であり、条件付投資分野に該当する投資案件の審査	29
第48条	政府首相の承認が必要な投資案件の審査の手續	30
第49条	投資証明書 of 交付にあたり審査の対象となる投資案件の手續	31
第50条	投資証明書の交付の審査に関する管轄省庁の権限	32
第3節	投資案件の修正	32
第51条	投資案件の修正	32
第52条	投資案件の修正の登記及び修正の審査	33
第4節	外国投資案件に対する追加的な規則	34
第53条	外国投資案件の書類に関する事項	34
第54条	合弁契約書の記載事項	34
第55条	事業協力契約書の記載事項	35
第56条	資本抛出、持分の購入及び吸収合併の形態による直接投資の手續	36
第57条	外国投資案件の投資形態の修正手續	37
第5節	投資及び事業に対する国家資金の使用手續に関する規定	38
第58条	国家資金が使用される投資と事業	38
第59条	国家資金の使用を審査し許可する機関	39
第60条	国家資金に関する必要書類	39
第61条	国家資金を使用する投資案件の審査内容	40
第6章	投資案件の施行開始及び事業の組織に関する規則	41
第62条	投資案件の開始	41
第63条	建設を伴う投資案件の開始	41
第64条	管理者（マネージメント）の雇用	41
第65条	資本の譲渡	42
第66条	投資案件の譲渡	42
第67条	投資案件の中止及び延期	43
第68条	投資案件の終了	43
第69条	投資案件の清算	44
第70条	保税倉庫	45
第7章	投資に係わる国家管理	45

第71条	投資に係わる国家管理の内容、権限及び責任 .....	45
第72条	計画投資省の権限及び責任 .....	47
第73条	財務省の権限及び責任 .....	49
第74条	商業省の権限及び責任 .....	49
第75条	天然資源環境省の権限及び責任 .....	50
第76条	科学技術省の権限及び責任 .....	50
第77条	建設省の権限及び責任 .....	51
第78条	中央銀行の権限及び責任 .....	51
第79条	管轄省庁の権限及び責任 .....	52
第80条	省及び中央直轄市における人民委員会の権限及び責任 .....	52
第81条	工業団地、輸出加工区、ハイテク団地及び経済特区における 管理委員会の権限及び責任 .....	53
第82条	管理委員会の組織構造 .....	54
第83条	投資促進活動に関する国家管理 .....	54
第84条	投資活動の査察及び投資に係わる不法行為に対する処分 .....	55
第85条	紛争の解決 .....	55
第8章	附則 .....	56
第86条	投資法の発効日前に施行されていた投資案件に対する法律の 適用 .....	56
第87条	外国投資家の個人事業の設立、教育研修事業への投資、ヘル スケア及びその他公益に影響を与える分野への投資の適用 .....	56
第88条	効力 .....	56

2006年9月22日、ハノイ

## 投資法施行令

### 政府は、

2001年12月25日付行政組織法、  
2005年11月29日付投資法、  
計画投資省大臣の議案に基づき；

この政令を制定する。

## 第1章 総則

### 第1条 適用範囲

1. この政令は、2005年11月29日付投資法に基づき、事業を目的とした投資活動、投資家の権利及び義務、投資家の法的権利及び利益の保障、投資の奨励及び優遇措置並びにベトナムにおける投資に係わる国家管理に関する細則を定める。
2. 対外投資並びにBOT契約、BTO契約及びBT契約に関する政令については別途定める。
3. 持分、株式、社債、その他有価証券を購入する形式による間接投資活動について、証券投資及び事業の経営に直接関与せず金融機関を経由する形式による投資については、証券法及びその他関連法規に定めるところによる。
4. 特別法に定める特定の投資活動については当該特別法の適用となる。

### 第2条 定義

この政令において、以下の各項に掲げる用語の意義は当該各項に定めるところによる。

1. 投下資本とは、直接投資又は間接投資の形態で投資活動をするにあたり使用される、ベトナムドン、両替が可能な通貨及びその他法的な財産をいう。法的な財産とは以下の各号にに掲げるものをいう。
  - (a) 持分、株式、その他有価証券
  - (b) 社債、債務、その他借入金
  - (c) ターンキー契約、建設契約、管理契約及び生産物分与方式又は収益分配契約に定める契約上の権利
  - (d) 債権及び経済的価値を有する契約上の権利
  - (dd) 登録商標、意匠、発明、商号、原産地名称などを含む技術所有権及び知的所有権
  - (e) 天然資源の採掘、採鉱に関わる鉱区借用権
  - (g) 不動産及び賃貸権、譲渡権、現物出資、抵当権、その他保証として差入する不動産に関わる権利
  - (h) 利潤、キャピタルゲイン、配当金、ロイヤルティ及びその他手数料などを含む投資活動から発生する収益
  - (i) 法律及びベトナムが加盟する国際条約に定める財産及び経済的価値を有するその他権利
2. 新規投資案件とは、初めて施行される投資案件又は既存する投資案件とは独立して施行される投資案件をいう。
3. 拡張投資案件とは、規模の拡張、生産能力の向上、事業能力の向上、技術革新、生産品質の向上又は環境汚染の減少を目的とした現行投資案件を拡張する投資案件をいう。
4. ベトナムに初めて投資する外国投資家とは、ベトナムにおいて初めて経済団体を設立し投資案件を施行する外国投資家をいう。

### 第3条 投資法、国際条約、外国法及び投資に関する国際慣習

1. 投資法、国際条約、外国法及び投資に関わる国際的な慣習の適用については投資法第5条に定めるところによる。
2. ベトナムが国際条約に加盟した後に公布する法律において国際条約の規定と比較し有利な規定が定められている場合には、投資家は国際条約又はベトナムの法律のいずれかを選択することができる。

### 第4条 使用言語

投資案件に関わる書類及びベトナム国家機関との公式な通信については、全てベトナム語で作成しなければならない。外国投資案件の書類については全てベトナム語で作成するか、又はベトナム語及び国際共通語で作成する。ベトナム語と外国語の書面に相違がある場合にはベトナム語が優先される。

## 第2章 投資の形態

### 第5条 投資の形態

投資家は、ベトナムにおいて投資法第21条から第26条の規定及びこの政令に定める投資の形態を遵守し、投資活動をしなければならない。

### 第6条 経済団体の設立及び投資案件の施行

1. 経済団体の設立を伴う投資案件の内国投資家は、企業法及び関連法規に定める事業の登記をし、投資法及びこの政令に定める投資手続をしなければならない。

投資家が経済団体の設立及び投資案件の施行を同時にする場合には、この政令第41条第4項に従い投資証明書の交付を受けなければならない。

2. 外国投資家がベトナムに初めて投資をする場合には、投資する案件が必要であり、投資証明書の交付を受けるにあたり投資法及びこの政令に従い投資手続をしなければならない。投資証明書は事業登記証明書を兼ねるものとする。
3. 外国投資家の投資証明書の交付については；

- (a) 新規の投資案件を有するが経済団体を設立しない場合には、投資法及びこの政令に従い投資証明書の交付を受ける投資手続をする。
- (b) 新規の投資案件を有し、かつ経済団体を設立する場合には、経営団体の設立手続及び同条第 2 項に定める投資手続をする。

## 第 7 条 100%出資による経済団体の設立

1. 内国投資家及び外国投資家は、自己の資本を100%拠出する形態で、企業法及び関連法規に基づき、有限会社、株式会社、合名会社又は個人事業を設立することができる。
2. 100%外国投資で、かつ既にベトナムに経済団体が設立されている企業<sup>1</sup>については、自社又は他の外国投資家と協力して、100%外国投資企業を新たに設立することができる。
3. 100%外国投資企業はベトナムの法律に基く法人であり、投資証明書の交付日に成立し、その日から運営することができる。

## 第 8 条 内国投資家及び外国投資家による合弁経済団体の設立

1. 外国投資家は、企業法及び関連法規に従い、内国投資家とともに2人以上有限会社、株式会社又は合名会社を設立し、合弁事業をすることができる。
2. 同条第 1 項に基づき設立された会社<sup>2</sup>は、内国投資家及び外国投資家とともに合弁事業を施行するにあたり、企業法の規定に従い新たな経済団体を設立することができる。
3. 合弁企業はベトナムの法律に基く法人であり、投資証明書の交付日に成立し、その日から運営することができる。

---

<sup>1</sup> 第 7 条においては外国投資家の「個人事業」の設立を含む経済団体の設立を定めていることから、この条において外国投資による経済団体は「企業」と訳しています。

<sup>2</sup> 第 8 条においては「個人事業」は含まれないことから、この条において外国投資による経済団体は「会社」と訳しています。

## 第9条 事業協力契約<sup>3</sup>による投資形態

1. 一人以上の外国投資家及び一人以上の内国投資家間により合意された事業協力契約の形態による投資については、事業協力契約において各事業協力契約当事者の目的及び責任並びに経営成果の分配を定めなければならない。
2. 生産物分与方式による、石油及びその他の天然資源の試掘、探査及び採掘に関わる事業の事業協力契約による投資については関連法規及び投資法の規定に従い施行しなければならない。
3. 内国投資家間で締結された事業協力契約による投資活動及び事業は、経済契約に関する法律及び関連法規に従い施行しなければならない。
4. 事業協力契約当事者は、事業協力契約に基づく事業をするにあたり、活動期間中に調整議会を設立することができる。調整議会の機能、義務及び権限については事業協力契約当事者間で合意する。調整議会は事業協力契約当事者間の指導機関であってはならない。
5. 外国事業協力契約当事者は、事業協力契約の活動期間中に代表主体となる管理事務所をベトナム国内において開設することができる。

外国事業協力契約当事者の管理事務所は、投資証明書及び事業協力契約に記載される権利と義務の範囲内で、社印を保有し、銀行口座を開設し、従業員を雇用し、契約書に署名し、及び事業活動を実施することができる。

## 第10条 出資、持分の購入及び吸収合併の方式による投資形態

1. 投資家は、企業法及び関連法規に従い、投資活動の経営に参加する目的で、会社へ出資する、会社の持分を購入する、又は会社を合併若しくは吸収する権利を有する。当事者間において別段の合意がない限りにおいて、合併する会社は合併される会社の権利及び義務を継承する。

---

<sup>3</sup>事業協力契約の英訳は「Business Co-operation Contract」と呼ばれ、ベトナムでは「BCC契約」と呼ばれています。

2. 会社へ出資する又は会社の持分を購入する外国投資家は、ベトナムの加盟する国際条約に定める出資比率、投資形態及び市場開放スケジュールに関する規定を遵守しなければならない。吸収合併する外国投資家は、競争法及び企業法に定める市場の独占に関する規定を遵守しなければならない。

### 第3章 投資家の権利と義務

#### 第11条 投資及び事業の自立性

1. 禁止されている投資分野及び取引を除き、投資家は投資法第13条に定める投資及び事業の自立性を有する。
2. 条件付投資分野については法律に定める投資条件を満たしたときに、投資家は投資及び事業の自立性を有する。

#### 第12条 資金の調達並びに土地及び天然資源を使用する権利

投資家は、法律に基づき、資金を調達し、土地及び天然資源を使用する平等な権利を有する。

#### 第13条 雇用、給与及び労働組合に関する権利

1. 投資家は、内国の従業員を雇用する権利を有し、生産又は事業の需要に応じた管理職、技術者及び専門職については外国人従業員を雇用する権利を有する。ベトナムが加盟する国際条約において別段の定めがある場合には国際条約の規定に定めるところによる。
2. 従業員の給与及び最低賃金については労働法に定めるところによる。
3. 社内における労働組合の活動は労働法に定めるところによる。

#### 第14条 投資活動に関わる輸出入、広告宣伝、マーケティング、加工及び再加工をする権利

1. 投資家は、投資活動に関わる機材、設備、原材料及び物品を、直接又は指定販売店を経由して輸入又は輸出することができる。投資家は、投資法

第15条及び商法に定める活動に関連した物品の宣伝、マーケティング、加工及び再加工をする権利を有する。

2. 投資家は、投資法、商法及びベトナムが加盟する国際条約の履行スケジュールに基づき、輸入業、流通業及びその他商業サービス分野へ投資する権利を有する。

#### 第15条 輸出加工企業及び国内市場間における物品売買の権利

1. 輸出加工企業は、事業活動の過程において、輸出禁止物品を除く輸出品の製造、加工、再加工又は組立に使用する物品及び輸出用物品をベトナム市場において購入することができる。
2. 輸出加工企業は、ベトナム市場において、以下の各号に掲げる物品の販売ができる。
  - (a) 輸出加工企業により製造された物品であり、輸入禁止物品に該当しないもの
  - (b) 輸出加工企業により製造された物品であり、国内市場において需要のあるもの
  - (c) 商法及び関連法規に定める輸入禁止物品に該当せず、輸入が認められている物品の製造過程において発生するスクラップ及び廃棄物
3. 輸出加工企業と国内市場間における物品の売買については、商法の適用を受ける。

#### 第16条 銀行口座の開設及び外貨の購入

1. 投資家は、外国為替管理法に基づき正式金融機関<sup>4</sup>において、ベトナムドン口座及び外貨口座を開設することができる。

国内外の正式金融機関における口座の開設、使用及び閉鎖については外国為替管理法及び関連法規に定めるところによる。

---

<sup>4</sup>「正式金融機関」の直訳は「許可を受けている金融機関」です。

- 2 投資家は、外国為替管理法に基づく経常取引、資本取引及びその他取引について外貨の取引が認められている金融機関において外国の通貨を購入することができる。
- 3 以下の各号に掲げる分野の重要案件については、正式金融機関において外国投資家の外貨の需要に応じられない場合に、政府が外貨残高の支援を行う。
  - (a) エネルギー
  - (b) 廃棄物処理
  - (c) 交通インフラ建設
- 4 同条第 3項に定める分野の投資案件については、政府首相が投資家に対し外貨残高の保証の可否を決定する。当該保証は投資証明書に記載される。

#### 第 17 条 土地基金<sup>5</sup>の利用並びに土地使用権及び土地に付属する財産の抵当権

- 1 省及び中央直轄市における人民委員会は、投資家が自己の投資開発に土地基金を利用できるよう、管轄当局が承認した区画及び土地使用計画を公表しなければならない。
- 2 投資家が投資案件の施行に際し借入を行う場合には、土地法及び関連法規に従い、ベトナムにおける正式金融機関へ土地使用権及び土地に付属する財産を抵当差入することができる。

#### 第 18 条 投資家のその他の権利

- 1 この政令及び関連法規に定める投資優遇措置の適用を受ける。
- 2 無差別の原則に基き公共財を使用する。

---

<sup>5</sup> 「土地基金」は、ベトナム語では「基土」、英語では「Land Fund」です。

3. 投資形態、投資規模及び資本比率を選択し、自己の投資活動及び事業活動を決定する。ベトナムが加盟する国際条約において別段の定めがある場合には国際条約の規定に定めるところによる。
4. 投資に関する法的文書及び政策、国民経済及び各経済区域のデータ並びにその他投資活動に関わる社会経済情報を入手する。
5. 法律に従い、投資に関する法律及び政策については草案段階において提案する。
6. 投資法に違反する団体又は個人に対し、法律に従った不服申立、訴訟又は法的行動を取る。
7. 法律に基づくその他権利を行使する。

#### 第 19 条 工業団地、輸出加工区、ハイテク団地又は経済特区へ投資する投資家の権利及びインフラ事業を運営する投資家の権利

1. 工業団地、輸出加工区、ハイテク団地又は経済特区へ製造及び事業の投資を行う投資家は、この政令第 11 条から第 18 条に定める権利に加え、以下の各号に掲げる権利を有する。
  - (a) 物品の製造及び役務の提供にあたり、工業団地、輸出加工区、ハイテク団地又は経済特区に建てられた工場、オフィス及び倉庫を貸出す権利又は購入する権利
  - (b) 工業団地、輸出加工区、ハイテク団地又は経済特区内における、交通道路システム、電力供給、給水、排水、廃棄物処理、情報通信、汚水処理及びその他公共サービスを含むインフラ設備を、手数料を支払う形式で、利用する権利
  - (c) インフラ設備が整備された工業団地、輸出加工区、ハイテク団地又は経済特区内の工場、オフィス又はその他建物の土地使用権及び土地の賃貸権を、土地法及び不動産事業法に従い、譲渡する又は譲受する権利

- 2 工業団地、輸出加工区、ハイテク団地又は経済特区のインフラ整備に投資した投資家は、以下の各号に掲げる権利を有する。
  - (a) 工業団地、輸出加工区、ハイテク団地又は経済特区内において分譲用又は賃貸用の工場、オフィス及び倉庫を建設する権利。
  - (b) インフラ設備が整っている土地の賃貸料又は再リース料の価格を設定する権利並びに区域内のインフラ設備及び公共サービスにかかる手数料を設定する権利、工場、オフィス、倉庫及びサービスのリース料又は販売価格を設定する権利。
  - (c) 工業団地、輸出加工区、ハイテク団地又は経済特区内のインフラ設備使用料及び公共施設使用料を設定する権利。
  - (d) 工業団地、輸出加工区、ハイテク団地又は経済特区内におけるインフラ設備が整備された土地の使用権を、土地法及び不動産事業法に従い、製造又は事業を目的とする他の投資家へ譲渡する、賃貸する又は転貸する権利。

## 第 20 条 法律及び政策の変更における投資家の権利の保障

1. 新法又は新たな政策により、投資家が当該新法又は当該政策の施行前に付与された権利が損なわれる場合には、投資家は投資証明書に定める優遇措置が保障される又は以下の各号に掲げる対応策のうち1つ又は1つ以上の適用を受けることができる。
  - (a) 既存の権利と優遇措置の継続。
  - (b) 課税所得から損害の一部を控除する。
  - (c) 投資案件の事業目的を調整する。
  - (d) 必要な状況においては損害賠償を検討する。
2. 同条第1項第d号に定める損害賠償については、法律又は政策の変更により投資家の利益が損なわれる場合において、投資証明書を交付する当局が投資家の利益を保証する決定書を公布するよう政府首相へ提案する。

## 第 21 条 投資家の義務と責任

### 1. 投資家の義務は以下の各号に定めるところによる。

- (a) 投資法を遵守する。事業登記証明書及び投資証明書に記載する事項に厳格に従った投資活動を行う。
- (b) 法律に従い財務責任を履行する。
- (c) 会計、監査及び統計に関わる法律を遵守する。
- (d) 保険法及び労働法に定める義務を履行する。従業員の名誉及び尊厳を尊重し、法的な権利を保護する。
- (dd) 政治団体及び社会経済団体を尊重し、従業員の政治団体又は社会経済団体の設立及び加盟について法律に従い良好な条件を与える。
- (e) 環境保護に関する法律を遵守する。
- (g) その他法律に定める義務を遵守する。

### 2. 投資家の責任は以下の各号に定めるところによる。

- (a) 投資登記書類及び投資案件に関する書類の正確性及び真実性について責任を負い、投資案件に関する書類の合法性について責任を負う。
- (b) この政令及び関連法規の規定に従い、投資家の投資活動に関する報告書を提出し、当該報告書の正確性及び真実性について責任を負う。
- (c) 法律に従い、投資活動の検査、査察及び監督に係わる書類、データ及び情報を管轄当局へ提供する。

## 第4章 投資優遇分野及び投資優遇地域並びに投資支援

### 第1節 投資の優遇

#### 第22条 投資が優遇される分野及び地域

1. 特別投資優遇及び投資優遇を定める投資優遇分野の一覧は、この政令の付録Aに定めるところによる。
2. 社会経済状況が特に困難な地域及び社会経済状況が困難な地域を定める投資優遇地域一覧は、この政令の付録Bに定めるところによる。
3. この政令付録Aに定める特別投資奨励分野については、この政令付録Bに定める社会経済状況が特に困難な地域に適用する優遇措置の適用を受ける。

#### 第23条 条件付投資分野及び禁止投資分野

1. 条件付投資分野及び禁止投資分野については、投資法第29条及び第30条に定めるところによる。
2. 外資系企業の条件付投資分野についてはこの政令の付録Cに、禁止投資分野についてはこの政令の付録Dに定めるところによる。

#### 第24条 優遇措置の適用対象

1. この政令に添付する投資奨励分野一覧及び投資奨励地域一覧に投資する投資家は、投資法及び関連法規に定める優遇措置の適用を受けることができる。
2. 同条第1項に定める投資の優遇措置は、投資法第24条に定める投資拡張案件への投資についても適用される。

#### 第25条 法人税及び輸入関税に関する優遇措置

1. この政令に定める投資奨励分野及び投資奨励地域に投資する投資家は、法人税法に従い法人税の優遇措置の適用を受けることができる。

- 2 この政令に定める投資奨励分野及び投資奨励地域に投資する投資家は、輸出入関税法に従い輸入物品について輸入関税の優遇措置の適用を受けることができる。

## 第 26 条 土地使用税、土地使用料、土地及び水面の賃貸

この政令に定める投資奨励分野又は投資奨励地域において、国家が土地使用料を徴収することなく土地を割当てる投資案件、土地使用料を徴収して土地を割当てる投資案件又は土地を賃貸する投資案件を実施する投資家については、土地使用税、土地使用料、土地の賃貸料又は水面の賃貸料が、土地法及び税法に従い、免除又は軽減される。

## 第 27 条 優遇措置に関する手続

優遇措置の適用手続については、投資法第 38 条に定めるところによる。

## 第 28 条 優遇措置の変更及び追加

- 1 投資案件の施行過程において、投資家がより良い優遇措置の適用条件を満たしている場合には、それに該当する優遇措置の適用を受けることができ、投資証明書を交付する当局へ既存の投資証明書に定める優遇措置を変更又は追加するよう請求することができる。
- 2 投資案件の施行過程において、優遇措置の適用条件を実務上満たせない場合には、優遇措置の適用を受けることはできない。
- 3 優遇措置を施行する国家管理機関は、投資家が優遇措置の適用条件を満たしていない旨を投資証明書を交付する当局へ書面をもって通知する責任を負う。

## 第 29 条 優遇措置の適用

- 1 内国投資促進法、外国投資法、協同組合法及び税法の規定に基づき、現状において優遇措置の適用を受けている投資家は、当該優遇措置の適用を継続して受けることができる。

2. 投資法施行前から実施されている案件であり、この政令第 24 条の規定に該当する投資案件については、この政令が公布された日から優遇措置の適用を受ける残りの期間について、継続して優遇措置の適用を受けることができる。
3. 新たに施行された法律又は政策により従来適用されていた優遇措置と比較して有利な優遇措置の適用に該当する場合には、当該法律又は政策が施行された日から優遇措置を受けられる残りの期間について、当該有利な優遇措置を受けることができる。
4. 同条第 1 項、第 2 項及び第 3 項の規定について、ベトナムが加盟する国際条約に別段の定めがある場合には、国際条約の規定に定めるところによる。

## 第 2 節 投資支援

### 第 30 条 技術移転に対する支援

1. 政府は、技術移転について有利な条件を規整し、知的財産権及び技術移転に関する法令に従いベトナムにおける投資案件に資本拠出される技術を含め、技術移転をする当事者の法的な権利及び利益を保護する。

資本拠出された技術又は技術移転の価額については当事者間で合意し、技術移転契約に定めなければならない。

2. 政府は、新製品の製造、生産能力、競争力及び品質の向上にあたり、並びに原材料、燃料、エネルギー及び天然資源の効率利用にあたり使用される先端技術、自社技術<sup>6</sup>及びその他技術のベトナムへの移転を奨励する。政府は、技術の革新及び技術管理の向上に関連する投資を奨励する。
3. 社会経済の発展目標に基づき、政府は、中小企業、協同組合、ハイテク技術及び新技術案件に対し技術の研究開発及び技術移転への投資を支援する方針を策定する。
4. 技術移転当事者の権利と義務及び技術移転の手続については、技術移転法に定めるところによる。

---

<sup>6</sup>法律の意味合いから自社技術と訳しました。

## 第 31 条 育成支援

1. 政府は、国内外における組織及び個人からの資本拠出又は寄付による、以下の各号に掲げる、育成支援基金の開設を奨励し、支援する。
  - (a) 育成支援基金は非営利目的のもと設立し、税法に従い税務上の免税及び減税の適用を受けることができる。
  - (b) 経済団体により支出された育成費用は、法人税の確定にあたり妥当性のある費用として計上される。
2. 政府は、経済団体に所属する従業員の訓練について国家予算から人材支援プログラムを通じた支援を提供する。
3. 政府は、中小企業の人材育成支援についてマスタープランを策定する。

## 第 32 条 投資開発及び投資サービスに対する支援

1. 政府は、以下の各号に定める条件を満たす案件を支援する。
  - (a) 経済の再編に直接影響し、経済成長を促す重要経済プログラムに該当する産業案件で、リスクが伴うことで国家予算による補助が受けられず、民間銀行による借入が通常の場合では許可されない案件
  - (b) 法律を遵守している案件
  - (c) ベトナムが加盟する国際条約の規定を遵守している案件
2. 投資案件に対する資金の援助は、投資開発に係わる国家資金援助に関する法律に定めるところによる。
3. 政府は、経済分野に係わらず、以下の各号に掲げる投資支援サービスを提供する団体及び個人を奨励し支援する。
  - (a) 投資コンサルタント、マネージメントコンサルタント

- (b) 知的財産権及び技術移転に関わるコンサルタント
- (c) 職業訓練、技能訓練、マネージメントスキル訓練
- (d) 市場情報、技術情報、科学情報、投資家の求める技術及びその他経済社会情報の提供
- (dd) マーケティング、商取引、投資促進
- (e) 法律に定める社会組織又は専門家組織の設立又は参加
- (g) 中小企業の発展を支援するデザインセンター又はテストセンターの設立

### 第 33 条 工業団地、輸出加工区又はハイテク団地外のインフラ建設への投資に対する支援

1. 政府は、工業団地、輸出加工区又はハイテク団地外の区域への技術的及び社会的なインフラ建設に投資する全ての経済分野を奨励し、優遇政策を策定する。
2. 政府首相により承認された工業団地、輸出加工区、ハイテク団地又は経済特区の発展マスタープランに基づき、省又は中央直轄市における人民委員会は、工業団地、輸出加工区、ハイテク団地又は経済特区の区域外の投資計画を策定し、技術的及び社会的インフラシステム建設について組織する。
3. 省又は中央直轄市における人民委員会は、工業団地、輸出加工区、ハイテク団地又は経済特区の区域外の技術的及び社会的インフラ設備の建設について地方財源を調整し投資を支援する。

### 第 34 条 工業団地及び輸出加工区内のインフラシステムへの投資に対する支援

1. 政府首相は、社会経済状況が困難な地域及び社会経済状況が特に困難な地域において、工業団地及び輸出加工区内における技術的インフラシ

テムの発展に投資家が投資することを目的とした、国家予算による支援を得られる建設事業の条件、原則、範囲及び業務について規定する。

- 2 省及び中央直轄市における人民委員会は地方財政を調整し、工業団地及び輸出加工区内の技術的インフラ開発に投資する投資家を支援する。

### 第 35 条 工業団地及び輸出加工区内における技術的インフラ整備への投資の方法

- 1 工業団地及び輸出加工区における技術インフラに関連する投資及び営利運営は、管轄する国家機関により承認された当該区域内に関わる建設マスタープランに相違なく、かつ一貫して遵守する投資家一名又は数名により施行される。
- 2 経済社会状況が特に困難な地域について又は各省の特定の条件に基づき、省及び各中央直轄市における人民委員会は、収益を受取る事業体を工業団地及び輸出加工区の技術インフラ建設及び営利運営に係わる投資案件の所有者とすることを認める首相決定を交付するよう請求する。

### 第 36 条 経済特区及びハイテク団地における技術インフラ投資に対する支援

- 1 政府は、区域外の技術的及び社会的インフラ整備への投資に対し並びに重要な公共設備への投資に対し、国家予算から資金を調達し支援する。
- 2 国家予算による支援は、以下の各号に該当する場合において適用される。
  - (a) 経済特区区域外<sup>7</sup>における重要な技術的及び社会的インフラ整備への投資
  - (b) 区域内の土地収用費用及び農地が回収された農家に対して農地を再提供するための土地を含む、再定住に係わる補償金
  - (c) 区域内の廃水処理及び廃棄物処理に関連する投資
- 3 政府は、経済特区内における技術的及び社会的インフラ開発へ投資する全ての経済団体を奨励し優遇措置を策定する。

<sup>7</sup> 英語では Outside Functional Area とありますが、区域外と訳しています。

4. 政府首相は、経済特区内の技術的及び社会的インフラ開発へ投資するその他財源の調達方法を決定する。
5. ハイテク団地内におけるインフラ開発への投資支援については政府の公布するハイテク団地に関する規則に定めるところによる。

## 第5章 直接投資に係わる手続

### 第1節 投資証明書を承認し、交付する当局

#### 第37条 政府首相により投資方針が承認される案件

1. 資本の調達先及び投資の規模に関わらず、以下の各号に該当する投資案件
  - (a) 空港及び空輸事業の建設及び運営
  - (b) 海港建設及び運営
  - (c) 石油の探査、採掘及び精製並びに鉱物の探査及び採掘
  - (d) ラジオ及びテレビ放送
  - (dd) カジノ経営
  - (e) タバコの製造
  - (g) 大学の創立
  - (h) 工業団地、輸出加工区、ハイテク団地及び経済特区の設立
2. 資本の調達先に関わらず、同条第1項に該当しないが、資本金が1兆5千億ベトナムドン以上で、かつ以下の各号に該当する投資案件
  - (a) 電力事業、鉱物の加工事業及び冶金事業

- (b) 鉄道、道路及び国内水路のインフラ建設
  - (c) アルコール及びビール製造
3. 外国投資による以下の各号に該当する投資案件
- (a) 海運事業
  - (b) 郵便配達、通信、インターネットサービス事業に関わるネットワークの構築及び供給事業
  - (c) 新聞雑誌の印刷、刊行及び出版事業
  - (d) 独立した科学研究所の設立
4. 同条第 1項、第 2項、第 3項に定める投資案件が、政府首相または政府首相が権限を委譲した機関により承認されたマスタープランに含まれ、かつ法令及びベトナムの加盟する国際条約に定める条件を満たしている場合には、投資証明書を交付する当局が首相決定を請求することなく投資証明書を発行する。
5. 同条第 1項、第 2項、第 3項に定める投資案件が、政府首相または政府首相が権限を委譲した機関により承認されたマスタープランに含まれておらず、かつベトナムの加盟する国際条約に定める市場開放の条件を満たしていない場合には、投資証明書を交付する当局は、管轄省庁<sup>8</sup>、計画投資省及びその他関連当局から意見を聴取し、政府首相へ投資政策に関する決定を請求する。
6. 同条第 1項、第 2項、第 3項に定める投資案件が、マスタープランに存在しない場合には、投資証明書を交付する当局は、所轄官庁、計画投資省及びその他関連当局から意見を聴取し、政府首相へ投資政策に関する決定を請求する。

---

<sup>8</sup> 「管轄省庁」については、ベトナム語の直訳では「業種管理支部」、英語では「Ministry Managing the Technical-Economic Branch」となっています。ここでは「管轄省庁」と訳しています。

## 第 38 条 省及び中央直轄市における人民委員会により投資証明書が交付される案件

省及び中央直轄市における人民委員会は、以下の各号に該当する案件について投資を登記し、投資証明書を交付する。

1. この政令第 37 条に定める政府首相が投資方針を承認している案件を含む、工業団地、輸出加工区、ハイテク団地及び経済特区以外の地域における投資案件
2. 工業団地、輸出加工区、ハイテク団地及び経済特区のインフラ整備案件のうち、その地域に当該区域内の管理委員会が設置されていない投資案件

## 第 39 条 工業団地、輸出加工区、ハイテク団地及び経済特区の管理委員会により投資証明書が交付される案件

この政令第 37 条に定める政府首相が投資方針を承認した案件を含む、工業団地、輸出加工区、ハイテク団地及び経済特区内における投資案件については、工業団地、輸出加工区、ハイテク団地及び経済特区の管理委員会が投資を登記し、投資証明書を交付する。

## 第 40 条 投資案件書類を受理する当局

1. この政令第 38 条に定める投資案件については、投資が施行される地域を管轄する計画投資局が書類を受理する。
2. この政令第 39 条に定める投資案件については、投資が施行される地域を管轄する管理委員会が書類を受理する。
3. 中央直轄市又は省の管理機関が設置されていない地域において施行される投資案件及び二つ以上の中央直轄市又は省において施行される投資案件については、当該案件を施行するにあたり設立された又は設立が予定されている本社、支店又は事業所の所在地を管轄する計画投資局へ書類を提出する。
4. 投資案件書類を受理する当局は、この政令に従い、投資手続を指導し、当該投資案件書類の有効性を検証し、投資手続を執行する責任を負う。

## 第 41 条 投資証明書の記載事項

1. 投資証明書の様式については、全国統一の様式が計画投資省により提供される。
2. 投資証明書には以下の各号に掲げる事項が含まれる。
  - (a) 投資家の氏名と住所
  - (b) 投資案件が施行される所在地及び使用する土地面積
  - (c) 投資案件の目的及び規模
  - (d) 総投資額
  - (dd) 投資案件の活動期間
  - (e) 投資案件の施行スケジュール
  - (g) 該当する場合により優遇措置及び支援の確認
3. 外国投資家の経済団体の設立を伴う投資案件については、同条第 2 項に定める項目に加え企業法に定める事業登記証明書の事項が投資証明書の記載事項に含まれる。投資証明書は事業登記証明書を兼ねるものとする。
4. 内国投資家が経済団体の設立を伴う投資手続をする場合には、投資法第 50 条第 3 項に定める規定を準用する。

投資家が経済団体の設立を伴う投資手続を請求する場合には、同条第 3 項に定める投資証明書を交付しなければならない。投資証明書を交付する当局は、投資証明書を交付した後、事業登記に関する法令に従い、関連当局へ投資証明書の謄本を送付する。

### 第 2 節 投資証明書

## 第 42 条 投資の登記が不要な内国投資案件

1. 投資額が 150 億ベトナムドン未満でかつ投資案件が条件付投資分野に該当しない内国投資案件については投資の登記手続は必要ない。
2. 同条第 1 項に定める投資家が優遇措置の確認証明又は投資証明書の交付を要求する場合には、この政令第 43 条に定める投資の登記手続を行い投資証明書の交付を受ける。

## 第 43 条 投資の登記が必要な内国投資案件

1. 投資額が 150 億ベトナムドン以上 3000 億ベトナムドン未満で、かつ以下の各号に掲げる投資案件に該当する場合には、内国投資家は投資の登記をしなければならない。
  - (a) 投資法第 29 条に定める条件付投資分野に該当しない案件
  - (b) この政令第 37 条、第 1 項に定める規定に該当しない案件
2. 投資家は、この政令第 40 条に定める投資案件書類を受理する当局において投資を登記する。
3. 投資の登記に関する必要書類を受理した当局は、投資の登記申請書を受理した後速やかに受理書を発給する。
4. 投資家が投資証明書又は優遇措置の確認証明の交付を請求する場合には、投資証明書を交付する当局は投資の登記申請書類を不備なく受理してから 15 営業日以内に、投資登録申請書類を検証する。

## 第 44 条 外国投資案件の投資の登記

投資法第 46 条に定める外国投資案件の登記手続は以下の各項に定めるところによる。

1. 投資案件の登記には以下の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (a) 所定の様式による投資登記申請書
  - (b) 投資形態が事業協力契約である場合には事業協力契約
  - (c) 投資家の財務能力証明（当該書類は投資家が準備し、その内容について投資家が責任を負う。）
2. 経済団体の設立を伴う投資案件の場合には、同条第1項に定める書類に加え、以下の書類を提出する。
- (a) 企業法及び関連法規に定める会社の種類に応じた事業登記に関する書類
  - (b) 内国投資家及び外国投資家による合弁経済団体を設立する場合には合弁契約書
3. 投資証明書を交付する当局は、投資登記申請書類及び事業登記申請書類を不備なく受理してから15営業日以内に、投資登記書類及び営業登記書類（経済団体を設立する場合）の有効性を検証し、その他書類の提出を求めることなく、投資証明書を交付する。
4. 投資証明書を交付する当局は、投資証明書が交付された日から7営業日以内に、投資証明書の謄本を作成し、計画投資省、財務省、商業省、天然資源環境省、中央銀行及びその他管轄省庁へを送付する。

#### 第45条 3千億ベトナムドン以上であり、条件付投資分野に該当しない投資案件の審査

1. 投資の審査には以下の各号に掲げる書類を提出しなければならない。
- (a) 所定の様式による投資証明書交付申請書
  - (b) 投資家の法的証明。投資家が団体である場合には、設立決定書、事業登記証明書又はその他同等の書面の謄本。投資家が個人である場合には、個人の旅券又は身分証明書の謄本

- (c) 投資家の財務能力証明 当該書類は投資家が準備し、その内容について投資家が責任を負う)
  - (d) 事業目的、規模、投資が施行される場所、投資額、投資スケジュール、土地使用に関わる要件及び技術環境対策などを記載した経済技術説明書
  - (dd) 投資形態が事業協力契約である場合は事業協力契約
2. 経済団体の設立を伴う投資案件の場合には、同条第1項に定める書類に加え、以下の書類を提出する。
- (a) 企業法及び関連法規に定める会社の種類に応じた事業登記書類
  - (b) 内国投資家及び外国投資家による合弁経済団体を設立する場合には合弁契約書
3. 審査の内容は以下の各号に定めるところによる。
- (a) 技術インフラ、土地区画、建設マスタープラン並びに鉱物及びその他天然資源に関わるマスタープランとの整合性
- マスタープランが存在しない投資案件又は上述したマスタープランに該当しない投資案件については、投資証明書を交付する当局がマスタープランを管轄する省庁へ意見を聴取する責任を負う。
- (b) 使用される土地の面積、土地の使用目的<sup>9</sup>及び土地を使用する期間を含む土地の使用に係わる要件
  - (c) 資本拠出スケジュール、建設スケジュール、事業開始スケジュール<sup>10</sup>を含む投資案件の施行スケジュール
  - (d) 環境法に基づいた環境に与える影響度の推測及びその対策を定めた環境対策説明書

<sup>9</sup> 英語では Category of Land とありますが、農地、工業地、民家など土地により使用用途が異なり、そのような種類を指しているため土地の使用目的と訳しています。

<sup>10</sup> 英語では、Schedule for Implementation of Objective of the Project とありますが、事業開始スケジュールと訳しています。

## 第 46 条 3千億ベトナムドン未満であり、条件付投資分野に該当する投資案件の審査

1. 投資の審査には以下の各号に掲げる書類を提出しなければならない。
  - (a) この政令第44条第1項及び第2項に定める書類
  - (b) 投資案件が投資法第29条及びこの政令付録Cに定める各条件付投資分野に設けられている条件<sup>11</sup>を満たしていることを証明する説明書
2. 審査内容は以下の各号に定めるところによる。
  - (a) 投資法及び関連法規に定める条件を満たす事業能力の有無について審査する。

条件付投資案件を管轄する省庁は、審査の対象となる)投資案件が、投資法第29条及びこの政令付録Cにおいて定める条件付投資分野について規整している条件を満たしていることを検証する責任を負う。

法律又はベトナムの加盟する国際条約において条件付投資分野の条件が明確に定められている場合には、投資証明書を交付する当局が管轄省庁に意見を求めることなく投資証明書の交付を決定する。

- (b) 内国投資案件が法律に定める投資条件を満たしている場合には、投資証明書を交付する当局が、この政令第43条第2項に定める投資の登記手続に従い投資証明書を交付する。

## 第 47 条 3千億ベトナムドン以上であり、条件付投資分野に該当する投資案件の審査

1. 投資の審査には以下の各号に掲げる書類を提出しなければならない。
  - (a) この政令第45条第1項及び第2項に定める書類

---

<sup>11</sup> この政令では条件付投資分野は定めていますが、各条件付投資分野の条件については規定されています。条件については、各管轄省庁がそれぞれ公布します。

(b) 投資案件が投資法第29条及びこの政令付録Cに定める各条件付投資分野に設けられている条件<sup>12</sup>を満たしていることを証明する説明書

2. 審査の内容はこの政令第45条第3項及び第46条第2項に準ずる。

#### 第48条 政府首相の承認が必要な投資案件の審査の手続

1. 投資家は、1部原本を含む10部の書類を提出する。
2. 当局は書類を受理した日から3日以内に書類の有効性を審査し、審査意見聴取のため管轄省庁へ書類を送付する。

書類に不備がある場合には、当局は投資家へ更正の書類を提出する旨を書面をもって通知する。

3. 意見聴取を求められた管轄省庁は、書類を受理した日から15営業日以内に審査し、書面をもって意見を提出する。当該省庁は、管轄権限の範囲内で案件に関わる事項について審査する責任を負う。
4. 投資証明書を交付する当局は、有効かつ不備のない書類を受理した日から20営業日以内に審査報告書を準備し、それと同じものを政府首相へ提出する。
5. 官庁は、省及び中央直轄市における人民委員会又は管理委員会による政府首相への審査報告書を受理してから7営業日以内に、投資案件に関する政府首相の意見を書面をもって通知する。
6. 人民委員会又は管理委員会は、政府首相の承認を得た日から5営業日以内に、投資証明書を交付する。
7. 投資案件が承認されない場合には、投資案件書類を受理した当局はその旨を通知し、承認されない理由を明記する。

---

<sup>12</sup> この政令では条件付投資分野は定めていますが、各条件付投資分野の条件については規定されています。条件については、各管轄省庁がそれぞれ公布します。

8. 投資案件書類を受理した当局は、投資証明書が交付された日から7営業日以内に、投資証明書の謄本を作成し、計画投資省、財務省、商業省、天然資源環境省、中央銀行その他管轄省庁へ送付する。

#### 第 49 条 投資証明書の交付にあたり審査の対象となる投資案件の手続

1. 省又は中央直轄市における人民委員会が投資証明書を交付する投資案件については、1部原本を含む8部の書類を計画投資局へ提出する。管理委員会が投資証明書を交付する案件については、1部原本を含む4部の書類を管理委員会へ提出する。
2. 当局は書類を受理した日から3日以内に書類の有効性を審査し、審査の意見を聴取するため管轄省庁へ書類を送付する。

書類に不備がある場合には、当局は投資家へ更正の書類を提出する旨を書面をもって通知する。

3. 意見聴取を求められた管轄省庁は、書類を受理した日から15営業日以内に審査し、書面をもって意見を提出する。当該省庁は、管轄権限の範囲内で投資案件に関わる事項について審査する責任を負う。
4. 計画投資局は、有効かつ不備のない書類を受理した日から20営業日以内に審査報告書を作成し、省又は中央直轄市における人民委員会へ提出する。省又は中央直轄市における人民委員会は、審査報告書を受理した日から5営業日以内に投資証明書を発行する。

管理委員会が投資証明書を交付する場合には、有効かつ不備のない書類を受理した日から20営業日以内に投資証明書の交付の可否にあたり管轄省庁の意見を照合する。

投資案件が承認されない場合には、投資案件書類を受理した当局はその旨を通知し、承認されない理由を明記する。

5. 投資案件の書類を受理した当局は、投資証明書が交付された日から7営業日以内に、投資証明書の謄本を作成し、計画投資省、財務省、商業省、天然資源環境省、中央銀行その他管轄省庁へ送付する。

## 第 50 条 投資証明書の交付の審査に関する管轄省庁の権限

1. 管轄省庁は、投資法第 29条及び第 82条並びにこの政令付録Cに定める条件付投資分野に該当する投資案件について、各投資分野に設けられた条件及びマスタープランとの整合性を審査する。
2. 管轄省庁は、投資法第 29条及び第 82条に基づいた投資条件の草案を作成し、政府へ提出する。当該管轄省庁は、マスタープランを策定し、それを承認する、又はそれを承認する機関へ提出する。

投資条件及びマスタープランはマスメディアを通じて公表され、投資案件書類を受理した当局において公示される。

### 第 3 節 投資案件の修正

## 第 51 条 投資案件の修正

1. 投資家が、事業目的、規模、投資の所在地、投資形態、投資額及び投資案件の活動期間について修正する場合には、投資証明書の修正手続を取らなければならない。
2. 投資案件の修正は、以下の各号に定める方式のうち一つを採用する。
  - (a) 登録手続又は審査手続を行わない
  - (b) 投資案件の修正登記
  - (c) 投資案件の修正審査
3. 事業目的、規模、所在地、投資の形態、投資額及び案件の活動期間の修正ではなく、以下の各号に掲げる条件に該当する場合には、修正登記手続又は修正審査手続を必要としない。
  - (a) 修正後において投資額が 150億ベトナムドン未満で条件付投資分野に該当しない内国投資案件

- (b) 修正後において投資額が3千億ベトナムドン未満で事業目的又は投資の所在地に変更がない内国投資案件

## 第52条 投資案件の修正の登記及び修正の審査

### 1. 以下の投資案件については、修正の登記の対象となる。

- (a) 修正後において、投資額が3千億ベトナムドン未満であり、条件付投資分野に該当しない外国投資案件であるが、投資目的、規模、投資の所在場所、投資形態、投資額及び案件の活動期間を修正する場合。

修正後において、この政令第51条第3項の規定に該当する場合を除く条件付投資分野に該当しない内国投資案件であるが、投資目的、規模、投資の所在場所、投資形態、投資額及び案件の活動期間を修正する場合。

- (b) 投資案件の修正の登記には、投資案件の修正登記申請書、投資証明書の謄本及び(外国投資の場合において)修正した合弁契約書、事業協力契約書又は会社定款を提出しなければならない。
- (c) 投資証明書を交付する当局は、有効かつ不備のない書類を受理した日から15営業日以内に、投資証明書が交付されていない場合には)新しい投資証明書を発行する、又は投資証明書を修正する。

### 2. 以下の投資案件については、修正の審査の対象となる。

- (a) 投資の目的、規模、所在地、資本金、会社の形態又は投資期間を修正することにより審査の対象となる外国投資案件が、投資目的、規模、投資の所在場所、投資形態、投資額及び活動期間を修正する場合。修正後において、条件付投資分野に該当する内国投資案件
- (b) 投資案件の修正申請には、投資案件の修正申請書、修正に関する説明書、修正後と現行の比較説明書、投資案件を修正する時点における投資案件の施行状況に関する説明書、投資証明書の謄本及び(外国投資の場合には)修正された合弁契約書、事業協力契約書又は会社定款を提出しなければならない。

- (c) 投資証明書を交付する当局は、修正事項を審査し、投資証明書が交付されていない場合には)新しい投資証明書を交付する、又は投資証明書を修正する。
- (d) 修正後において、投資案件が首相承認案件に該当するが、それに関するマスタープランが存在しない場合又は条件付投資分野に該当するが、それに関する条件が規整されていない場合には、投資証明書を交付する当局は新しい投資証明書又は修正投資証明書を交付する前に管轄省庁から意見を聴取し、政府首相に決定を委ねる。
- (dd) 修正する事項が条件付投資分野に関連する場合には、投資証明書を交付する当局は、投資証明書又は修正投資証明書を交付する前に、管轄省庁から意見を聴取する。

#### 第 4 節 外国投資案件に対する追加的な規則

##### 第 53 条 外国投資案件の書類に関する事項

合弁又は事業協力契約による外国投資案件は、この政令の第 2 章に定める書類に加え、この政令第 54 条及び第 55 条に定める合弁契約書又は事業協力契約書を作成する。

##### 第 54 条 合弁契約書の記載事項

合弁契約書は以下の各項に掲げる事項を記載しなければならない。

1. 合弁事業に出資する団体及び個人の氏名及び住所、合弁当事者の法的代表者、合弁会社の商号及び所在地
2. 会社の種類
3. 事業分野及び事業目的
4. 法的資本、各当事者の出資額、定款資本の払込スケジュール及び投資案件の施行スケジュール

5. 投資案件の活動期間
6. 投資案件が施行される所在場所
7. 合弁当事者の権利と義務
8. 財務管理に関する原則、利益分配の原則及び損失割当の原則
9. 合弁契約の修正手続及び終了手続、持分譲渡に関する条件、事業の終了及び会社の清算
10. 契約不履行に対する賠償及び紛争時の解決方法

合弁当事者は、法律に反しない上記以外の事項について合弁契約上において合意することができる。

合弁当事者の法的代表者は、合弁契約書の各頁にイニシャルし、最終頁に署名する。合弁契約書は、投資証明書が交付された日から効力を有する。

#### 第 55 条 事業協力契約書の記載事項

事業協力契約書は以下の各項に掲げる事項を記載しなければならない。

1. 事業協力契約当事者の氏名、住所及び法的代表者。取引が行われる所在地又は投資案件が施行される所在地。
2. 事業の目的
3. 各当事者の出資額、経営成果の分配及び契約スケジュール
4. 投資案件の施行スケジュール
5. 契約期間
6. 当事者の権利と義務

7. 財務管理に関する原則
8. 事業協力契約の修正手続及び終了手続、持分譲渡に関する条件
9. 契約不履行に対する賠償及び紛争時の解決方法

事業協力契約当事者は、法律に反しない上記以外の事項について事業協力契約上で合意することができる。

事業協力契約当事者の法的代表者は、事業協力契約書の各頁にイニシャルし、最終頁に署名する。事業協力契約書は投資証明書が交付された日から効力を有する。

#### 第 56 条 資本抛出、持分の購入及び吸収合併の形態による直接投資の手続

この政令第 10条に定める、ベトナムにおける会社へ資本を抛出する、会社の持分を購入する、又は会社を吸収合併する外国投資家は、以下の各項に掲げる手続をしなければならない。

1. 外国投資家がベトナム企業の持分を購入する場合には、当該企業は企業法に従い事業登記手続をしなければならない。
2. 投資家がベトナムにおける外資系企業の持分を購入する場合には、当該企業はこの政令第 51条及び第 52条の規定に従い投資の修正手続をしなければならない。
3. 外国投資家がベトナムにおける企業を合併又は吸収する場合 以降、この条において「吸収合併」というには、当該投資家はこの政令の規定に従い投資手続をし、投資証明書の交付を受けなければならない。

会社の吸収合併に関する書類は以下の各号に定めるところによる。

- (a) 企業の吸収合併申請書。吸収合併する外国投資家の氏名及び住所、吸収合併される企業の代表者、定款資本及び事業分野、吸収合併の概要、その他提案事項を記載する。

- (b) 吸収合併される企業の社員、所有者、又は株主総会による企業の売却決議書
- (c) 吸収合併に関する契約書。契約書には以下の事項を記載する。吸収合併される会社の本社の商号及び所在地、吸収合併の手續及び条件、従業員の雇用計画、吸収合併される会社の資産、資本、株式及び社債の譲渡手續、条件及び期間、吸収合併の執行機関並びに取引当事者の責任。
- (d) 吸収合併される会社の定款

(dd) 吸収合併の承認後に採用される定款の草案

- 4 同条第 3号に定めるベトナムにおける企業を吸収合併する投資家は、競争法及び企業法 153条に定める市場独占の法令を遵守しなければならない。

#### 第 57 条 外国投資案件の投資形態の修正手續

- 1. 投資証明書の交付を受けた投資家又は外国投資法に基づき投資ライセンスの交付を受けた投資家は、投資法第21条に従い現行の投資形態を別の投資形態へ修正することができる。
- 2. 外国投資法に従い投資ライセンスの交付を受けた投資家は、別途公布されている外国投資企業の再登録及び会社の種類の変更に關する政令に従い、投資の形態を修正することができる。
- 3. 外資系企業の投資形態の修正手續は以下の各号に定めるところによる。
  - (a) 会社の種類の変更に伴う投資形態の変更については、企業法の規定を遵守しなければならない。
  - (b) 外国投資企業又は事業協力契約当事者は、投資証明書を交付する当局へ投資形態の修正に關する書類を提出する。投資形態の修正には、投資形態の修正申請書、社員総会、会社の所有者又は株主総会による投資形態の修正を承認する決議書又は事業協力契約当事者の合意書（投資の形態が事業協力契約である場合）、及び投資形態の

修正後に採用される定款の草案又は事業協力契約書（事業協力契約の場合）の草案を提出しなければならない。

- (c) 合弁事業の場合には合弁会社の取締役（ $\text{BOM}$ ）、100%外国投資の場合には投資家、事業協力契約の場合には事業協力契約当事者が、投資形態の修正を決議した場合には、決議した日から15営業日以内に当該事業の債権者及び従業員へその旨を通知しなければならない。
- (d) 投資証明書を交付する当局は、同条第3項に定めた有効かつ不備のない書類を受理した日から30営業日以内に投資証明書を修正し、投資家へ通知する。

## 第5節 投資及び事業に対する国家資金<sup>13</sup>の使用手続に関する規定

### 第58条 国家資金が使用される投資と事業

1. 以下の各号に掲げる国家資金が使われる投資案件については、当該国家資金を使用する前に、管轄省庁による用途の審査及び許可を受けなければならない。
  - (a) 国家予算による国家資金
  - (b) 国家投資開発信用資金<sup>14</sup>
  - (c) 国により補償される信用資金
  - (d) 国営企業に対する投資開発資金
  - (dd) 公庫からの資金<sup>15</sup>
2. 投資家は、管轄当局による投資案件の審査及び許可を受けた後、この政令に従い投資手続を行い、投資証明書の発行を受けなければならない。

<sup>13</sup> 「国家資金」の英訳は「State Owned Capital」です。ベトナム語の直訳は「国家資本」となります。

<sup>14</sup> 「国家投資開発信用資金」のベトナム語の直訳は「国家発展投資信用資本」です。

<sup>15</sup> 「国営投資事業会社」の英訳は「State Capital Investment Corporation」と訳しています。

国家資金が投入される旨を証明する書面は、投資の登記手続又は投資の審査手続において必ず提出しなければならない。

#### 第 59 条 国家資金の使用を審査し許可する機関

1. 国家予算が投入される投資案件については、国家予算による国家資金の使用について許可する権限を有する機関が資金の用途を審査し、それを許可する。
2. 国家投資開発信用資金により資金が調達される投資案件については、ベトナム開発銀行が資金の用途を審査し、それを許可する。
3. 国家補償案件一覧に該当する案件のうち、信用資金が調達される投資案件については、財務省が資金の用途を審査し国家補償の可否を決定する。
4. 国営企業に対する投資開発資金については、持株会社<sup>16</sup>及び国営企業の取締役会 (BOM) 又は取締役を設置しない国営企業のジェネラルディレクターまたはディレクター<sup>17</sup>が、当該投資開発資金の使途について審査し、使用の可否を決定する。
5. 公庫から国家資金が投入される投資案件を審査し許可する機関は、政府首相の決定に従いそれを執行する。
6. 審査機関は、国家資金の使用について審査し、使用可否の決定を投資家へ書面をもって通知する責任を負う。

#### 第 60 条 国家資金に関する必要書類

投資案件の審査には以下の各項に掲げる書類を提出しなければならない。

1. この政令第59条に定める資金に関する国家資金申込書。(投資家が各資金の審査機関へ申込む様式による。)
2. 以下の各号に掲げる事項を記載した資金の用途に関する説明書

---

<sup>11</sup> 総会社は持株会社と訳しています。

<sup>17</sup> ジェネラルディレクター又はディレクターは、社長（総経理）という意味です。

- (a) 案件名
- (b) 案件の目的と規模
- (c) 案件が施行される場所
- (d) 投資額及び出資先、案件に使用される国家資金の割合
- (dd) 当局により各期に発表され、承認されている政策、マスタープラン又は社会経済発展計画との整合性にかかわる説明書
- (e) 投資効果 財務的又は社会経済的な効果)
- (g) 投下資本の回収能力、借入金に対する返済能力及び借入金の返済計画 該当する場合)
- (h) 案件の活動期間
- (i) 投資案件の施行スケジュール

## 第 61 条 国家資金を使用する投資案件の審査内容

審査内容には以下の各項に掲げる事項が含まれる。

1. 国、地方又は地域が各自一定期間設定している政策、マスタープラン又は社会経済発展計画との整合性
2. 国家資金が占める投資額の割合、投資目的、投資の効率性、各投資案件に適応する資本調達先の割当方式
3. 投資支援政策との整合性
4. 投資案件の施行スケジュール及び活動期間
5. 投下資本の回収能力、借入金の返済能力及び借入金の返済計画 該当する場合)

## 6. 投資効果（財務的又は社会経済的な効果）

### 第6章 投資案件の施行開始及び事業の組織に関する規則

#### 第62条 投資案件の開始

投資家は、投資証明書に定める事業目的、事業内容及び事業の施行スケジュールに従い投資案件を施行する責任を負う。投資家は、投資案件の施行の過程において、土地法、環境法、労働法、事業登記に関する法令、投資登記に関する法令及びその他関連法規を遵守しなければならない。

#### 第63条 建設を伴う投資案件の開始

建設を伴う投資案件の開始については、建設法に定める建設管理に関する規定を遵守しなければならない。

#### 第64条 管理者（マネージメント）<sup>18</sup>の雇用

1. 投資家は投資運営上の必要に応じて投資を管理する、又は事業活動を管理する、管理組織又は個人を採用することができる。
2. 管理組織又は個人の雇用については、投資家と管理組織又は管理者個人間において締結する管理契約書に基づき執行する。

投資家及び管理組織又は管理者個人の権利と義務は、契約書に規定する。

管理費用については、当事者間で合意し契約書にその旨を定めなければならない。当該費用は、会社の運営費用として計上する。

3. 管理役務の提供に係わる管理組織又は管理者個人の雇用は、ベトナムの加盟する国際条約の公約を遵守しなくてはならない。
4. 管理役務を提供する組織又は個人は、税法及び関連法規に従い税務及びその他財務上の債務を履行しなければならない。

---

<sup>18</sup> この条ではマネージメントを「管理」と統一して訳しています。

## 第 65 条 資本の譲渡

1. 経済団体は会社の資本を譲渡する権利を有し、企業法及び関連法規に従い社員名簿に社員を登記する又は株主名簿に株主を登記する手続をしなければならない。

外国投資企業の資本譲渡については、その旨を投資証明書を交付する当局へ通知し、投資証明書を修正しなければならない。

### 2 資本譲渡に関する条件

- (a) 企業法、この政令及び関連法規に定める要件を満たさなければならない。
- (b) ベトナムの加盟する国際条約に定める持分<sup>19</sup>比率及び条件を満たさなければならない。
- (c) 土地所有権の価額による資本譲渡の場合には、土地法及び関連法規を遵守しなければならない。

## 第 66 条 投資案件の譲渡

1. 投資家は、自己の投資案件の全て又は一部を他の投資家へ譲渡することができる。譲渡に関する条件はこの政令第 65条第2項に定めるところによる。
2. 経済団体の投資案件で、かつ当該投資案件が譲渡された後も当該経済団体の活動が継続される場合には、当該投資案件の譲渡に関する条件及び手続は、この政令第 65条に定めるところによる。
3. 経済団体の投資案件で、かつ当該投資案件の譲渡とともに当該経済団体の運営が終了する場合には、当該投資案件の譲渡に関する条件及び手続は、この政令第 56条に定める吸収合併手続に定めるところによる。

---

<sup>19</sup> 英文では比率とだけありますが、内容から持分を追加しています。

- 4 経済団体の投資案件で、かつ当該投資案件の譲渡とともに経営団体の運営が終了し、譲受側が当該投資案件の施行にあたり新たに経済団体を設立する場合には、当該譲渡はこの政令に定める投資手続を取らなければならない。
  - (a) 投資案件の譲渡については、投資案件の譲渡に関する登記申請書、譲渡契約書、譲受側の法的証明書及び当該投資案件の運営状況報告書を提出しなければならない。
  - (b) 投資証明書を交付する当局は、有効かつ不備のない書類を受理した日から10営業日以内に新しい投資証明書又は修正した投資証明書を交付する。

#### 第 67 条 投資案件の中止及び延期

- 1 投資案件の施行スケジュールを変更、中止又は延期する場合には、当該中止又は延期がなされる15営業日前に投資証明書を交付する当局へその旨と理由を書面をもって通知しなければならない。
- 2 投資証明書を交付する当局が投資案件の中止又は延期を承認できない場合には、当該投資証明書を交付する当局は通知を受理した日から15営業日以内にその旨を書面をもって通知しなければならない。

投資家が投資案件を再開する場合には、投資に関する国家管理機関<sup>20</sup>へその旨を書面をもって通知しなければならない。

#### 第 68 条 投資案件の終了

- 1 投資案件が投資法第 65条に該当する場合には、その活動を終了しなければならない。
- 2 投資証明書を交付する当局は、以下の各号に掲げる場合において投資案件の活動の終了を決定する。

---

<sup>20</sup> 投資を中止、延長する場合及び再開するにあたり通知する機関は、「投資証明書を交付する当局」ではなく投資管理国家機関（「投資に関する国家管理機関」と訳しています。）と記載されています。

- (a) 投資家が、投資証明書の交付日から12ヶ月以内に投資案件を開始しない場合又はこの政令 67条に定める中止または延期手続を取ることなく、投資案件の施行スケジュールが 12ヶ月以上遅延している場合
  - (b) 重大な不法行為が発覚した場合
3. 重大な不法行為に対し裁判所又は仲裁機関により当該投資案件の活動の終了が確定した場合には、投資証明書を交付する当局が、裁判所又は仲裁機関により事業終了の判決がなされた旨を明記する決議書を発行する。
  4. 投資案件の終了決議書は投資家へ送付され、投資証明書を交付する当局において保管される。同条第1項、第2項、第3項に定める投資案件の終了決議書に基づき投資証明書を交付する当局は、投資証明書を回収し、関連当局へその旨を通知する。

#### 第 69 条 投資案件の清算

1. この政令第68条に基づき投資案件を終了する場合には、投資家はその旨を投資証明書を交付する当局へ通知し、投資案件の清算手続を行い、投資証明書を返却しなければならない。ただし、第68条第2項及び第3項についてはこの限りでない。
2. 投資案件の清算手続は以下の各号に定めるところによる。
  - (a) 経済団体を解散することなく投資案件の清算を行う場合には、資産の清算及び契約の清算に関する法令に従い清算手続を行わなければならない。
  - (b) 投資案件の清算に伴い経済団体を解散する場合には、企業法及び関連法規に従い清算手続を行わなければならない。
3. 同条第 2項に定める経済団体の清算を伴う投資案件の終了については、当該経済団体は清算手続を行わなければならない。投資案件の清算期間は事業活動の終了が決議された日から6ヶ月を超えてはならない。特別の場合において、当局の承認を得て延長が認められるが、その場合も12ヶ月を超えないものとする。

投資家は、投資案件の清算後にその旨を投資証明書を交付する当局へ報告し、投資証明書を返却する。

4. 当事者間による紛争により、清算手続を取るにあたり清算委員会を設置できない場合又は同条第3項に定める期限を遵守できない場合には、法令に従い裁判所又は仲裁機関を通じて解決しなければならない。
5. 同条第3項に定める投資案件の清算中に経済団体が債務を履行できない場合には、清算手続を終了し、破産法に準じた手続を取らなければならない。

## 第70条 保税倉庫

1. 輸出加工区及び工業団地区域内において、輸出物品を製造する経済団体は、輸出入活動をするにあたり保税倉庫を設置することができる。保税倉庫へ保管される物品は輸入関税の適用対象外とする。

保税倉庫の設置条件及び許可については、通関手続、税関審査及び管理に関する税関法の施行細則を定める2005年12月15日付政令154-2005-ND-CPに準ずる。

2. 保税倉庫に保管される物品はベトナム市場において販売してはならない。当該物品をベトナム市場において販売する場合には、当該物品が輸入禁止物品又は一時的に輸入が認められていない物品に該当しない物品でなければならない。)、法令に従い当該物品に関し輸入手続を取り、輸入税を支払い、その他債務を履行しなければならない。
3. 保税倉庫に保管される物品の破損又は品質の劣化により製品要件を満たさない場合には、当該物品を再輸出する、又は破棄しなくてはならない。当該物品の破棄については、税関法、税法及び環境法に従わなければならない。

## 第7章 投資に係わる国家管理

### 第71条 投資に係わる国家管理の内容、権限及び責任

1. 投資に係わる国家管理機関の活動は以下の各号に定めるところによる。

- (a) 開発投資資金の調達及び規則の策定を目的とする開発投資の政策、マスタープラン及び投資発展計画を構築し、その施行を指導する。
- (b) 投資活動に関する政策及び法律を策定し、普及させ、指導を提供する。投資活動に関連する技術標準及び基準を構築する。投資に関する法的文書の公布を監督する。時代に不適合な法律文書、管轄外の当局により公布された法律文書又は不適切な内容が定められた法律文書については照合し、廃止するよう提案する。
- (c) 国家管理機関の国際協力の施行及び国際条約に基づき投資活動に関連する国際条約との交渉及び加盟の締結
- (d) 国家管理機関の投資促進活動。投資活動情報を提供する情報システムの構築
- (dd) 投資証明書の交付、修正及び回収。投資の登記手続及び投資証明書の交付を統一化する。
- (e) 投資に係わる国家管理機関及び投資家による投資活動の遵守性を審査、調査、監視及び監督する。
- (g) 投資案件の施行にあたり投資家へ指導及び支援を提供し、投資活動中に発生する問題又は請求に対し解決策を提供する。
- (h) 投資活動が与えるマクロ経済効果を査定する。
- (i) 投資活動の管理について国家管理機関における全ての階級と調整する。
- (k) 投資に係わる国家管理機関の全ての階級に対し、専門教育及び再研修を提供し、管理能力を強化させる。
- (l) 管轄権限範囲内において、投資活動に係わる団体又は個人による不服申立又は訴訟に対応する。優れた投資活動をした団体及び個人に対し、又は不法行為の処理に対し褒賞を与える。

## 2 投資に関する国家管理機関の権限及び責任

- (a) 政府は、投資に関する手続を全国において統一的に執行し、業種、分野及び経済特区に関する投資発展政策、マスタープラン及び特定の計画についてそれを策定し施行する指導をする。政府は、投資に関する政策及び法律文書を公布し、投資に関する国家管理にあたり、管轄省庁及び地方へその権限を委譲する。
- (b) 政府首相は、管轄省庁及び地方へ投資に関する法律と政策の施行を指導し、マスタープランを承認する又は承認する権限を委譲する。政府首相は、権限範囲内において、投資の方針を決定し、工業団地、輸出加工区、ハイテク団地及び経済特区の設立可否を決定する。政府首相は、管轄省庁及び地方において投資活動に係わる国家管理に困難が生じた場合には、その解決にあたり直接指導する。
- (c) 政府首相、管轄省庁、各省及び各中央直轄市における人民委員会並びに工業団地、輸出加工区、ハイテク団地及び経済特区の管理委員会は、管轄内の企業及び投資家と対話する機会をもつ。
- (d) 管轄省庁、省及び中央直轄市における人民委員会並びに管理委員会は、投資分野及び投資地域について指導書を発布する責任を負い、投資手続の簡易化及び透明性を保障し、期限を遵守しなければならない。
- (dd) 管轄省庁、省及び中央直轄市における人民委員会並びに管理委員会は、法律に反する、禁止投資分野、条件付投資分野及び奨励分野に対する)優遇措置を定める規則を発布してはならない。

## 第 72 条 計画投資省の権限及び責任

- 1. 計画投資省は、法律文書及び政策の施行について指導、普及、監督及び監視するにあたり、また投資申請の手続において全国的に統一された様式を公布するにあたり、管轄省庁及び地方人員委員会と調整し、それを統括する。

2. 計画投資省は、マスタープラン及び投資開発計画並びに工業団地、輸出加工区及び経済特区の総括的マスタープランを、管轄省庁並びに省及び中央直轄市における人民委員会と調整し、政府首相へ提出する。
3. 計画投資省は、国家投資誘致案件の一覧を作成し、政府首相へ提出するにあたり、管轄省庁及び地方人員委員会と調整し、それを統括する。計画投資省は、政府首相の承認を要する投資案件のうち、該当するマスタープランが存在しないものについてはマスタープランを追加するよう助言する。政府首相の承認を要する投資案件のうち、マスタープランが存在しないものについて、必要に応じて政府首相へ承認を受けるよう投資証明書を交付する当局へ提案する。
4. 国家の重要投資案件及びその他政府首相が承認する投資案件を審査する。
5. 投資促進機関として機能する。投資促進並びに投資奨励に関する計画を策定し、その施行を統轄する。管轄省庁並びに省及び中央直轄市における人民委員会と投資促進活動を調整し、投資促進に関連する代表組織を海外へ設置する。国家投資促進基金を管理する。
6. 投資活動に係わる国際条約の加盟に向けた交渉にあたり、管轄省庁と調整し、その内容を政府へ提出する。投資に関する国際協力を施行する。
7. 投資に係わる全ての国家管理機関に対し専門教育を提供し、管理能力を強化する。
8. 統計総局と調整し、統計法に従い投資に関する統計活動を組織する。投資活動へ提供する国家情報システムを構築する。
9. 管轄省庁及び地方と調整し、投資案件の形成、開始及び施行にあたり発生した事象について対応する。
10. 投資活動が与えるマクロ経済効果を審査する。
11. 管轄省庁とともに投資活動を確認し監視する。投資活動に関わる管轄省庁との連携確認及び監視が可能となるよう、それらに係わるプログラムと計画を構築する。投資法及びこの政令に定める投資証明書を交付する当局に

よる投資証明書の交付、修正及び回収について監視する。投資活動中に承認されたマスタープランの遵守性を審査し監督する。

12. 年次及び半年毎に、投資活動の状況を照合し、政府首相へ提出する。

#### 第 73 条 財務省の権限及び責任

1. 投資支援並びに投資優遇措置に関する法律及び政策を策定するにあたり管轄省庁とともに調整し、統轄する。財務省の権限範囲内において、投資支援と優遇措置の手続について指導する。
2. 財務省の管轄となる事業分野の投資案件を許可し、当該活動について調査し、査察し、監督する。
3. 政府首相承認案件に該当する投資案件又は条件付投資分野に該当する投資案件について、財務上又は政府の保証に係わる問題点を審査し書面をもって助言する。
4. 投資活動における財務、会計、税務及び通関に関する規則の施行を審査し、査察し、監督する。
5. 税務、手数料、通関手続、財務管理及びその他財務活動に係わる問題点や課題について管轄省庁並びに省及び中央直轄市における人民委員会と調整し、統轄する。

#### 第 74 条 商業省の権限及び責任

1. 投資活動に係わる商業に関する法律及び政策を策定するにあたり、管轄省庁とともに調整し、統轄する。
2. 商業省の管轄となる事業分野の案件に対し、その活動を許可し、当該活動について調査し、査察し、監督する。
3. 政府首相承認案件に該当する投資案件又は条件付投資分野に該当する投資案件について、商業に係わる問題点を審査し、書面をもって助言する。ベトナムの加盟する国際条約の履行とそれに係る投資の条件を公表する。

4. 投資案件に係わる商取引について調査し、査察し、監督する。
5. 投資案件において商取引に係わる問題点や課題について管轄省庁並びに省及び中央直轄市における人民委員会と調整し、統轄する。

#### 第 75 条 天然資源環境省の権限及び責任

1. 投資活動に係わる土地の管理、土地収用補償、天然資源及び環境管理に関する法律並びに政策を策定し、指導をするにあたり管轄省庁とともに調整し、統轄する。
2. 政府首相承認案件に該当する投資案件又は条件付投資分野に該当する投資案件について、土地、土地収用補償、天然資源及び環境管理に係わる問題点を審査し、書面をもって助言する。
3. 投資案件に係わる土地、土地収用補償、天然資源及び環境管理に関する制度と政策について調査し、査察し、監督する。
4. 投資案件において土地の管理、土地収用補償、天然資源の採掘及び使用並びに環境保護に係わる問題点や課題について管轄省庁並びに省及び中央直轄市における人民委員会と調整し、統轄する。

#### 第 76 条 科学技術省の権限及び責任

1. 投資活動に係わる科学技術に関する法律並びに政策を策定し、指導をするにあたり管轄省庁とともに調整し、統轄する。ハイテク団地の統括的な発展マスタープランを政府首相へ提出する。
2. 政府首相承認案件に該当する投資案件又は条件付投資分野に該当する投資案件について、科学技術に係わる問題点を審査し、書面をもって助言する。
3. 投資案件に係わる科学技術の制度と政策について調査し、査察し、監督する。

- 4 投資案件において科学技術に係わる問題点や課題について管轄省庁並びに省及び中央直轄市における人民委員会と調整し、統轄する。

#### 第 77 条 建設省の権限及び責任

- 1 投資活動に係わる建設に関する法律及び政策を策定し、指導をするにあたり管轄省庁とともに調整し、統轄する。
- 2 政府首相承認案件に該当する投資案件又は条件付投資分野に該当する投資案件について、建設に係わる問題点を審査し、書面をもって助言する。
- 3 投資案件に係わる建設に関する制度及び政策、標準及び基準について調査し、査察し、監督する。
- 4 投資案件において建設に係わる問題点や課題について管轄省庁並びに省及び中央直轄市における人民委員会と調整し、統轄する。

#### 第 78 条 中央銀行の権限及び責任

- 1 投資活動に係わる金融及び外国為替管理に関する法律及び政策を策定し、管轄省庁とともに調整し、統轄する。
- 2 中央銀行の管轄する事業分野の案件を許可し、当該活動について調査し、査察し、監督する。
- 3 政府首相承認案件に該当する投資案件又は条件付投資分野に該当する投資案件について、金融及び外国為替管理に係わる問題点を審査し、書面をもって助言する。
- 4 投資活動に係わる金融並びに外国為替管理に関する制度及び政策、標準及び基準のについて調査し、査察し、監督する。
- 5 投資案件において金融及び外国為替管理に係わる問題点や課題について管轄省庁並びに各省及び中央直轄市における人民委員会と調整し、統轄する。

## 第 79 条 管轄省庁の権限及び責任

各省及び管轄省庁は権限範囲内において、以下の各項に掲げる責務を含む、投資に係わる国家管理を執行する責任を負う。

1. 投資活動に関する法律及び政策を策定するにあたり、計画投資省及び管轄省庁と調整する。
2. 法律、政策、標準及び技術基準を策定し公布し、施行を指導するにあたり、管轄省庁と調整し、統轄する。
3. 管轄する条件付投資分野へ設ける条件を政府へ提出する。
4. 所轄内における投資誘致マスタープラン、計画及び投資案件の一覧を作成し、投資の促進運動を組織する。
5. 所轄内における投資誘致マスタープラン、計画、基準、投資条件及び投資案件一覧を公表する。
6. 政府首相承認案件に該当する投資案件又は条件付投資分野に該当する投資案件について問題点を審査し、書面をもって助言する。
7. 管轄する条件付投資分野に関する条件及び国家管理について専門的に調査し、査察し、監督する。
8. 管轄する投資案件における問題点や課題について管轄省庁並びに省及び中央直轄市における人民委員会と調整し、統轄する。

## 第 80 条 省及び中央直轄市における人民委員会の権限及び責任

1. 社会経済発展マスタープランに基づき、管轄省庁とともに所轄区域の投資誘致案件一覧を作成し、公布する。投資促進運動を組織する。
2. 投資の登記、投資の審査、投資証明書の交付、投資証明書の修正及び投資証明書の回収を統轄する。管轄する投資案件に対し、投資証明書に記載する)投資活動の期限前に投資案件を終了する決定をする。

3. 工業団地、輸出加工区、ハイテク団地又は経済特区の区域外において、投資案件に係わる以下の各号に掲げる事項について国家管理の責任を負う。
  - (a) 投資証明書に定める事業目的の施行、資本拠出スケジュール及び投資案件の開始について監視し、監督し、確認する。財務状況、労務関係、賃金並びに雇用主及び従業員の法的権利の保護、社会政治活動並びに環境保護活動を監視し、監督する。所轄の投資案件の調査について管轄省庁を統轄する、又は当該調査に参加する。
  - (b) 更地化を実施する。土地使用权にかかわる証明書を発行し、土地の使用について監督する。
  - (c) 投資家の問題及び課題に対応する。越権する事象については、政府首相又は管轄省庁へ提案する。
  - (d) 所轄地域内の投資活動効果について評価する。
4. 工業団地及び輸出加工区の建設マスタープランを具体化するにあたり、それを指導し、建設法に従い当該マスタープランを承認する。
5. 所轄区域内の投資活動について、管理委員会とともに総括的な報告書を作成し、四半期、半年及び年次ごとに計画投資省へ提出する。

#### 第 81 条 工業団地、輸出加工区、ハイテク団地及び経済特区における管理委員会の権限及び責任

1. 管轄する工業団地、輸出加工区、ハイテク団地又は経済特区の発展及び投資活動に関する法律、政策及びマスタープランの策定について、管轄省庁とともに意見を提出する。
2. 所轄の投資案件に関し、投資の登記、投資の審査、投資証明書の発行、投資証明書の修正及び投資証明書の回収を執行する。
3. 所轄の工業団地、輸出加工区、ハイテク団地又は経済特区区域内における、投資証明書に定める事業目的の施行、資本拠出スケジュール及び投資案件の開始について監視し、監督し、確認する。労働法、賃金並びに雇

用主及び従業員の法的権利の保護、社会政治活動並びに環境保護活動に関する法律の遵守性を監視し、監督する

4. 所轄の工業団地、輸出加工区、ハイテク団地又は経済特区区域内における投資家の問題及び課題に対応する。越権する事象については、政府首相又は管轄省庁へ提案する。
5. 所轄の工業団地、輸出加工区、ハイテク団地又は経済特区区域内における投資活動効果を評価する。
6. 所轄の工業団地、輸出加工区、ハイテク団地又は経済特区区域内の投資活動について総括的な報告書を作成し、省及び中央直轄市における人民委員会及び計画投資省へ四半期、半年及び年次ごとに計画投資省へ提出する。

#### 第 82 条 管理委員会の組織構造

1. 管理委員会とは、省又は中央直轄市に所在する工業団地、輸出加工区、ハイテク団地又は経済特区の管理機関をいう。工業団地、輸出加工区、ハイテク団地又は経済特区の管理委員会は、省及び中央直轄市における人民委員会議長及び総務大臣の提案のもと、首相決定に従い設立される。管理委員会は、組織、社員、事業計画及び運営予算について地方人民会の指導及び管理を受ける対象とする（ただし、政府首相の別段の定めがある場合にはこの限りでない）。
2. 商業局、財務局、税関及びその他主要機関は、管轄の業務に対応するにあたり、工業団地、輸出加工区、ハイテク団地又は経済特区内に代表主体を設置することができる。
3. 管理委員会の特定の機能、義務、権限、組織構造及び管理委員会運営規則については政府首相の定めるところによる。

#### 第 83 条 投資促進活動に関する国家管理

1. 投資促進活動には以下の各号に掲げる事項が含まれる。

- (a) 内国及び外国投資の誘致に関する戦略、計画及び政策を策定し、全ての経済分野からの投資が活性化される条件を設ける。
  - (b) 投資環境、投資の潜在的機会について普及し、宣伝し、紹介し、情報を提供する。
  - (c) 投資家が投資に関する法律及び政策を理解し、投資案件を実施する業種や地域を選択するにあたり投資家を支援し指導するため、国内外へ投資促進機関を設置する。
  - (d) 国家投資誘致案件の一覧並びに各期の社会経済発展マスタープラン及び戦略に基づく投資誘致地域及び投資誘致業種一覧を作成する。
2. 投資誘致の目的及び戦略に基づき、投資に関わる国家管理機関は、投資促進の年次計画を作成し、計画投資局へ提出する。
  3. 投資促進活動に使われる資金は国家予算により調達され、財務省の指導を受ける対象となる。

管轄省庁並びに省及び中央直轄市における人民委員会は、投資促進の年次計画及び投資促進活動にかかる年間予算を作成する。

財務省は計画投資省と調整し、投資促進活動及び投資促進活動に関する財務管理について策定する。

#### 第 84 条 投資活動の査察及び投資に係わる不法行為に対する処分

1. 投資の視察の範囲及び投資視察団については、投資法並びに投資及び投資案件に関する国家管理機関の査察に関する法令の定めるところによる。
2. 投資に係わる不法行為及びそれに対する処分については、法令の定めるところによる。

#### 第 85 条 紛争の解決

投資活動に係わる紛争については、投資法第 12 条の規定に従い解決する。

## 第8章 附則

### 第86条 投資法の発効日前に施行されていた投資案件に対する法律の適用

1. 投資法の発効日前に施行されていた内国投資案件については、投資の登記又は投資の審査の手続は必要としない。投資家が投資証明書の交付を請求する場合には、この政令に従い登記手続を取らなければならない。
2. 投資法の発効日前に施行されていた外国投資案件については、投資法第88条、企業法第170条並びに外国投資企業の再登録及び会社の種類の変更に関する政府の規定に定めるところによる。

### 第87条 外国投資家の個人事業の設立、教育研修事業への投資、ヘルスケア及びその他公益に影響を与える分野への投資の適用

投資法、この政令及び企業法に基づき、政府首相は外国投資家の個人事業の設立並びに教育研修、ヘルスケア及びその他公益に影響をおよぼす分野への投資をするにあたり投資家が加入する客先に対する保証と保険について、規則を提供する。

### 第88条 効力

1. この政令は、官報に掲載された日から15日後に発効する。
2. この政令は以下の法律に取って代る。
  - (a) ベトナム外国投資法の施行細則を定める2000年7月31日付政令24-2000-ND-CP及び政令24-2000-ND-CPを修正補足する2003年3月19日付政令27-2003-ND-CP。
  - (b) 内国投資促進法の施行細則を定める1999年7月8日付政令51-1999-ND-CP(修正済み)及び1999年7月8日付政令51-1999-ND-CP(修正済み)に規定する付録A、B及びCを修正補足する2002年3月29日付政令35-2002-ND-CP。

- (c) 法人税法の施行細則を規定した2003年12月22日付政令164-2003-ND-CPにおいて定める投資優遇措置の適用対象分野及び地域の一覧及び2003年12月22日付政令164-2003-ND-CPを修正補足する2004年8月6日付け政令152-2004-ND-CP。
  - (d) 輸出入関税法の施行細則を定める2005年12月6日付政令149-2005-ND-CPにおいて発行した投資優遇の適用となる分野及び地域の一覧
  - (dd) その他この政令に反する投資に関する規定
3. 各大臣、各長官、各省及び各中央直轄市における人民委員会議長は、この政令の施行にあたり指導する責任を負う。

政府代表  
首相  
グエン タン ズン

## Appendix 108

### 投資法施行令108号付録

付録A :奨励投資分野一覧 .....	58
付録B :奨励投資地域一覧 .....	64
付録C :外国投資家を対象とする条件付投資分野一覧 .....	67
付録D :禁止投資分野一覧 .....	68

付録 A  
奨励投資分野一覧

A. 投資が特に奨励されている分野一覧

1. 以下の各号に定める投資案件を含む、新素材、代替エネルギー、ハイテク製品、バイオ技術製品、IT製品及び製造機械製品の生産
  1. 合成資材、軽量建設資材、貴重かつ希少価値の高い資材<sup>21</sup>の生産
  2. 高品質鋼鉄、アロイ、貴金属、多孔性金属、スチールプレットの生産
  3. 太陽光、風力、バイオガス、地熱、潮流のエネルギーを使用する施設の建設投資
  4. 医療分野における分析機器及び抽出機器の生産、整形外科用器具、障害者用車両及び器具の製造
  5. 先鋭技術及びバイオ技術が使用される投資案件、GMP（国際規格）に適合する人体用医薬品の生産及び抗生物質の原料の生産
  6. コンピュータ、コミュニケーション機器及び通信機器、インターネット並びに情報技術製品<sup>22</sup>の生産
  7. セミコンダクター及びハイテク電子部品の製造、ソフトウェア製品及びデジタル情報処理の生産、ソフトウェアサービスの提供、IT技術の研究、IT技術者の育成
  8. 精密機器、安全性試験用器具及び機械、生産管理器具及び機械並びに工業用ロボットの製造
  
2. 農林水産品の養殖及び加工、塩田並びに新技術による人工繁殖、苗木の植栽及び家畜の飼育
  9. 森林地における植林及び栽培
  10. 未耕作地域及び未開発水域における農林水産物の養殖
  11. 沖合漁業
  12. 新種改良、苗木の増殖及び効率性の経済的な家畜の飼育
  13. 塩の生産及び精製

<sup>21</sup> 「貴重かつ希少価値の高い資材」は、英語の翻訳文書では「Precious and rare materials」です。

<sup>22</sup> 「情報技術製品」のベトナム語の直訳は「重点情報技術製品」です。

3. ハイテク技術及び先鋭技術の導入、環境保護、ハイテク産業の研究開発及び創造
    14. ハイテク技術、ベトナムにおいて採用されていない先鋭技術及びバイオ技術の導入
    15. 環境汚染処理及び環境保護
    16. リサイクル資源の回収処理、排水及び有毒廃棄物処理
    17. ハイテク産業の研究、開発及び創造
  4. 労働集約型投資案件
    18. 常時 5,000 人以上の労働者を使用する投資案件
  5. インフラ設備の建設及び開発並びに重要案件
    19. 工業団地、輸出加工区、ハイテク団地及び経済特区におけるインフラ設備の建設及び運営への投資案件並びに首相により承認された重要案件
  6. 教育、訓練、ヘルスケア、スポーツ及び体育分野の開発
    20. 違法薬物依存者及び喫煙者のリハビリセンターの建設への投資
    21. 衛生施設及び防疫施設の設立
    22. 高齢者センター、障害者及び孤児の活動支援センターの運営
    23. 選手専用のトレーニングセンター、スポーツセンター及び体操センターの設立、障害者用スポーツセンターの設立、国際競技用スポーツ施設
  7. その他製造分野及び役務
    24. 収益の 25%以上を占める研究開発投資
    25. 海上保安サービス
    26. 工業団地、輸出加工区、ハイテクゾーン及び経済特区に勤務する工員の住居、学生宿舎並びに生活保護者の住居の建設への投資
- B. 投資が奨励されている分野**
1. 以下の各号に定める投資案件を含む、新素材、ハイテク製品、バイオ技術製品、IT製品及び製造機械の製造

1. 遮音材、遮光材及び断熱材の生産並びに木材代用合成材、耐火材、建設プラスチック、ガラス繊維、特殊セメントの生産
2. 金属の着色<sup>23</sup>及び冶金
3. 金属及び非金属製品の鋳物の生産
4. 新しい発電所、電力供給施設及び送電施設の建設投資
5. 洪水及びその他災害対策用治療薬及び伝染病予防薬（人体用）の備蓄設備の建設及び医療機器の製造
6. 食品の毒性試験装置の生産
7. 石油化学産業の開発
8. コークス及び活性炭の生産。
9. 農薬及び殺虫剤各種並びに動物及び水産物の予防薬及び治療薬、獣医用医薬品の生産
10. 薬品の原料、社会病治療薬及び予防薬、ワクチン、生物医学製品、生薬及び漢方薬の生産
11. 薬品採用試験及び生物学試験<sup>24</sup>設備の建設投資並びに薬品の生産、保存、試験、及び臨床実験設備の投資、生薬の栽培、収穫及び加工設備の投資
12. 生薬の開発及び生薬を利用した薬品の生産、東洋医学の科学的根拠を証明する研究及び東洋医学の規格を設定する案件、東洋医学療法の収集、継承及び導入並びに新種生薬の研究開発
13. 電子製品の生産
14. 石油及びガスの探査事業、鉱業、エネルギー産業並びにセメント産業に使われる機械設備及び部品の生産。大型起重機（リフト）、金属加工用工作機械<sup>25</sup>及び冶金設備の生産
15. 高電圧装置又は中電圧装置並びに大型発電機の生産
16. ディーゼルエンジンの製造、造船及び修理、船舶用エンジンの製造、輸送用及び漁獲用船舶の設備及び部品の生産、動力機<sup>26</sup>、油圧機及び圧縮機の生産。
17. 建設用設備、車両及び機械の生産、運送用機械設備<sup>27</sup>、鉄道エンジン及び客車<sup>28</sup>の生産。

<sup>23</sup> 「金属の着色」は、英語の翻訳文書では「Colored Metal」となっています。

<sup>24</sup> 「薬品採用試験」は、英語の翻訳文書では「Medicine usable evaluation」, 「生物学試験」は「Biological Testing」です。

<sup>25</sup> 「金属加工用工作機械」は、英語の翻訳文書では「Machine tool for metal processing」です。

<sup>26</sup> 「動力機」は、英語の翻訳文書では「Dynamic machine」です。

<sup>27</sup> 「運送用機械設備」は、英語の翻訳文書では「Technical equipment for transportation Industry」です。

18. 農業用及び林業用設備、部品、機械、工具及び食品加工機並びに灌漑用設備の生産
  19. 繊維、衣料品及び皮革産業用設備及び機械の生産
2. 農林水産物の養殖及び加工、塩田並びに新技術による人工繁殖、苗木の植栽及び家畜の飼育
20. 薬用植物<sup>29</sup>の植栽
  21. 農産物の収穫後管理並びに農産物、水産物及び食品の保存
  22. 果汁<sup>30</sup>の缶詰製品及び瓶詰製品の生産
  23. 畜産食品及び水産食品の生産及び精製
  24. 工業用及び林業用植栽、水産養殖、植物及び家畜の保存に関する技術提供
  25. 苗木及び家畜の増殖、交雑育種
3. ハイテク技術及び先鋭技術の導入、環境保護、ハイテク産業の開発研究及び創造
26. 石油の越流制御設備<sup>31</sup>
  27. 廃棄物処理設備
  28. 技術施設及び工業案件の建設投資、新しい生産技術の試験室の建設、研究所の設立
4. 労働集約型案件
29. 常時 500 名から 5000 名の労働者を使用する投資案件
5. インフラ設備の建設及び開発
30. 生産施設、共同事業及び地域生活に係わるインフラ設備の建設
  31. 事業インフラへの投資、特殊産業<sup>32</sup>及び地域産業における生産

---

<sup>28</sup> 「客車」は、英語の翻訳文書では「Railway carriage」です。

<sup>29</sup> 「薬用植物」は、英語の翻訳文書では「medicine tree」です。

<sup>30</sup> 「果汁」は、英語の翻訳文書では「Food juice」です。

<sup>31</sup> 「石油越流制御設備」は、英語の翻訳文書では「handling and oil-overflow treatment」です。

<sup>32</sup> 「特定産業」は、英語の翻訳文書では「industry groups」、「地域産業」は、「rural trade village groups」です。

32. 生活用及び工業用浄水池及び給水システムの建設投資並びに排水システムの建設投資
  33. 橋、道路、空港、港、駅、バス停留所及び駐車場の改修並びに新規鉄道通路の展開
  34. 付録 B に定める住宅密集地域の技術インフラ建設
6. 教育、訓練、ヘルスケア、スポーツ及び国民文化の開発
35. 教育及び訓練インフラ建設並びに幼稚園、種種私立学校（初級学校、中級学校、高等専門学校及び大学）
  36. 民営病院の設立
  37. スポーツセンター、体操施設、スポーツクラブ並びに運動設備及び器具の製造施設、生産施設及び修繕施設の建設
  38. 国民文化センター、フォークソングバンド及びダンスバンド、劇場、スタジオ、フィルム印刷及び現像並びに映画館の設立。民謡楽器の生産、製造及び修繕並びに美術館、国民文化センター及び美術文化学校の保守及び保存
  39. 国定観光地域、エコツーリズム、スポーツ及び娯楽文化公園地区の建設投資
7. 伝統工芸の育成
40. 手工芸品、農産物及び食品の加工並びに文化製品<sup>33</sup>の生産に係わる伝統工芸事業の建設及び開発
8. その他生産及び役務分野
41. 付録 B に定める地域におけるインターネット及び公共電話の接続及びアクセスに関する役務の提供
  42. 航海用船舶、飛行機、鉄道輸送手段、24 席以上の旅客輸送手段、最新高速海運旅客輸送手段、コンテナ輸送及び海上輸送を含む公共交通機関の開発
  43. 生産拠点を市内から（市外へ）移転する投資
  44. 一等級市場及び展覧会場の建設投資
  45. 玩具の生産

---

<sup>33</sup>「文化製品」は、ベトナム語の直訳です。

46. 人民信用基金の動員活動
47. 法律コンサルタント並びに知的財産権及び技術移転に関するコンサルタント業務
48. 殺虫剤各種の生産
49. 基礎化学品各種、純化学品、特殊化学品及び染色剤の生産
50. 化学産業用洗剤及び添加物の生産
51. 国内農産物又は国内林産物を直接使用した合成紙、表紙、厚板の生産並びに製紙用パルプの生産
52. 製織用繊維、織物の完成品、絹及び各種繊維の生産、皮革のなめし加工及び処理
53. 首相決定に従う工業団地又は輸出加工区内への投資案件及び生産案件

付録 B  
奨励投資地域一覧

番号	省又は市	社会経済条件が特に困難な地域	社会経済条件が困難な地域
1	バクカン	全域	
2	カオバン	全域	
3	ハーザン	全域	
4	ライチャウ	全域	
5	ソンラ	全域	
6	ディエンビエン	全域及びディエンビエン市	
7	ラオカイ	全域	ラオカイ市
8	トゥエンクアン	ナハン区及びケムホア区	ハムエン区、ソンズン区、エンソン区、トゥエンクアン町
9	バクザン	ソンドン区	ルクガン区、ルクナム区、エンテー区、ヒップホア区
10	ホアビン	ダーバック区及びマイチャウ区	キムボイ区、キーソン区、ルンソン区、ラクトゥイ区、タンアック区、カオフオン区、ラクソン区、エントゥイ区
11	ランソン	ビンザー区、ディンラップ区、カオロック区、ロックビン区、チャンディン区、バンクアン区	バクソン区、チーラン区、フルン区
12	フター	タンソン区、エンラップ区	ドアンフン区、ハーホア区、フーニン区、ソントオ区、タンパー区、タンノム区、タントゥイ区
13	タイグエン	ブニヤイ区、ディンホア区	ダイトゥ区、フォーイン区、フルン区、フービン区、ドンヒー区
14	エンバイ	ルクエン区、ムカン区、チャムタウ区	チャンエン区、バンチャン区、バンエン区、エンベン区、ニアロー町
15	クアンニン	バーチャー区、ビンリュウ区、コト島、クアンニン省管轄諸島	バンドン区
16	ハイフォン	バクロンビー区、カトハイ島	
17	ハーナム		リーニョン区、タンリン区
18	ナムディン		ザオトゥイ区、スンチュン区、ハイハオ区、ニアフン区
19	タイディン		トイトゥイ区、ティンハイ区
20	ニンビン		ニョークアン区、ザビン区、

			キムソン区、タンデップ区、エンモー区
21	タンホア	モンラット区、クアンホア区、バーチュック区、ランチャン区、チュンスン区、カムトウイ区、ゴックラック区、ニュータン区、ニュースン区	タックタン区、ノンコン区
22	ゲーアン	キーソン区、トウエンズン区、コンクン区、ケーフォン区、クイホップ区、クイチャウ区、アンソン区	タンキー区、ギアダン区、タンチュン区
23	ハーティン	フンケー区、フンソン区、ブークアン区	ドクター区、キーアン区、ギースン区、タトハー区、カムスン区、カンロク区
24	クアンビン	トウエンホア区、ミンホア区、ボータック区	その他全域
25	クアンチー	フンホア区、ダックコン区	その他全域
26	トゥアティエンフエ	アルオイ区	フォンディン区、クアンディン区、フンチャー区、フーロック区、フーバン区
27	ダナン	ホアンサ島	
28	クアンナム	ドンザン区、タイザン区、ナムザン区、フックソン区、バクチャミー区、ヒップドゥック区、ティエンフック区、ヌイタン区、クラオチャム島	ダイロック区、ズイスエン区
29	クアンガイ	バト区、チャボン区、ソンテイ区、ソンハー区、ミンロン区、ビンソン区、テイチャ区、リーソン島	ニアハン区、ソンティン区
30	ビンディエン	アンロク区、ビンタン区、バンカン区、フーカット区、タイソン区	ホアイアン区、フーミー区
31	フーエン	スンヒン区、ドンスン区、ソンホア区、フーホア区	スンカウ区、トウイホア区、トウイアン区
32	カンホア	カンビン区、カンソン区、チュンサ島、カンホア省の管轄するその他諸島	バンニン区、ジンカン区、ニンホア区、カンラン区
33	ニントウアン	全域	
34	ビントウアン	フークイ島	バクビン区、トウイホン区、ドゥクリン区、タンリン区、

			ハムトゥンバック区ハムト ンナム区
35	ダクラク	全城	
36	ザーライ	全城	
37	コムトゥム	全城	
38	ダクノン	全城	
39	ラムドン	全城	バオロク町
40	バリア ブンタウ	コンダオ島	タンタン区
41	タイニン	タンビン区、タンチャウ 区、チャオタン区、ビン カウ区	その他全域
42	ビンフック	ロクニン区、ブダン区、 ブドップ区	ドンフー区、ビンロン区、フ ックロン区、チョンタン区
43	ロンアン		ドックフエ区、モクホア区、 タンタン区、ドクホア区、ピ ンフン区、トンフン区
44	ティエンザン	タンフック区	ゴーコンドン区、ゴーコンタ イ区
45	ベンチェー	タンフー区、パーチー 区、ビンダイ区	その他全域
46	チャビン	チャウタン区、チャク区	カウナン区、カウケア区、テ ィウカン区
47	ドンタップ	ホングー区、タンホン 区、タンノム区、タップモ イ区	その他全域
48	ビンロン		チャオン区
49	ソクチャン	全城	ソクチャン区
50	ハウザン	全城	ビタン町
51	アンザン	アンフー区、チトン区、 トアイソン区、トンチャ ウ区、ティンビン区	その他全域
52	バクリュウ	全城	バクリュウ町
53	カマウ	全城	カマウ市
54	キンザン	全城及びキンザン省の管 轄するその他諸島	ハーティン区、ラクザー町
55	その他地域	首相決定に基づき優遇措 置が適用されるハイテク 団地及び経済特区	首相決定に基づき設立された 工業団地及び輸出加工区

## 付録 C

### 外国投資家を対象とする条件付投資分野一覧

1. 放送、番組
2. 文化製品の生産、出版、配給
3. 鉱物の探査及び採掘
4. 通信設備の建設、据付、運営及び保守
5. 郵便網の構築、宅配サービスの設立
6. 河港、海港及び空港の建設及び運営
7. 鉄道輸送、航空輸送、海上及び水上輸送及び旅客輸送
8. 漁業
9. タバコの生産
10. 不動産業
11. 輸出入及び流通業
12. 教育及び訓練
13. 病院及びクリニック
14. その他ベトナムの加盟する国際条約により外国投資化への市場の開放が制限されている投資分野

上記投資分野については、外国投資家へ適用される条件は、ベトナムの加盟する国際条約に定める規定に適合する。

付録 D  
禁止投資分野一覧

**I. 国家安全保障、国防及び公益を損なう案件**

1. 不法薬物の生産及び加工
2. 国益並びに団体及び個人の権利又は法的利益を損なう投資案件
3. 私立探偵及び捜査への投資

**II. ベトナムの歴史、文化的遺産、良俗及び伝統を損なう案件**

4. 歴史的建築物又は文化的遺産の区域内における建設又は建築物若しくは外観を損なう案件
5. 退廃的文化製品及び迷信的な製品の生産
6. 幼児の人格形成及び健康に悪影響を与える恐れのある玩具又は危険性のある玩具若しくは公序良俗を損なう玩具の生産
7. 売春並びに女性及び幼児の人身売買
8. 人体への無性繁殖実験

**III. 人体の健康を損なう案件、天然資源及び環境を損なう案件**

9. 国際条約におけるテーブル 1 に定める化学品の生産
10. ベトナムにおいて使用が禁止されている又は使用されていない獣医薬品又は植物防疫薬品の生産
11. ベトナムにおいて使用が禁止されている、人体に使用する各種薬品、ワクチン、生物医学製品、化粧品、化学品又は殺虫剤の生産

**IV. 海外から持込む有毒廃棄物処理案件、有毒化学品の生産又は国際条約において使用が禁止されている毒物の使用**

12. 海外から持込む有毒廃棄物処理案件、有毒化学品の生産又は国際条約において使用が禁止されている毒物の使用

**V. 法令において禁止されているその他投資案件**